

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

平岡定海

一 觀世音寺の成立と諸国講讀師について

觀世音寺の成立、およびその推移については、かねてより、竹内理三氏が「筑前觀世音寺史―東大寺の末寺となるまで―」と題して、南都仏教第二号に発表されたもの⁽¹⁾、および、高倉洋彰氏が「筑前觀世音寺史考」⁽²⁾として、述べられた論文によって明確にされているのである。ことに觀世音寺の造像、とくに「觀世音寺と不空羅南觀音像」⁽³⁾（錦織亮介）や、また寺域については、さきの高倉洋彰氏が「筑紫觀世音寺の調査とその成果―伽藍配置に関する新たな知見を中心に―」と題して⁽⁴⁾、考古学的な分野から種々検討を加えられている。

殊に竹内理三氏が觀世音寺についての詳細な検討の中で、觀世音寺が東大寺の末寺化した問題のなかで「東大寺末寺化は、東大寺側の積極的なはたらきかけによるものであることが察せられる」⁽⁵⁾と述べられ、高倉氏も「保安元年（一一二〇）に觀世音寺は東大寺の末寺となる。種々の原因があつたろうが、律令制の崩壊にともなう太宰府権力の衰退と、觀世音寺の莫大な経済力の掌握を目的とした東大寺の進出に⁽⁶⁾しほられる」と述べられている。

いまこのことについて、觀世音寺の性格を寺院構造の方向から検討を加えると共に、いかなる理由によって、觀世音寺が東大寺の末寺化しようとする動きに応じたのか、そしてそのような可能性が觀世音寺側にも存在したのかどうかなどの問題に触れてゆきたいと考えるものである。

觀世音寺の創建については、斉明天皇七年（六六一）新羅と唐の連合軍が、百済を討つ軍を起したがために、百済への援軍を催して、斉明天皇が自から軍を西に進めたのであるが⁽⁷⁾この年に天皇が崩御されたため、天智天皇が斉明天皇の追善菩提のために創建されたのが、觀世音寺であると統紀和銅二年（七〇九）二月一日の条に述べている。

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

しかしこの寺の建立が直ちに始められたのではなく、かなりの年月を要して完成に到ったのである。和銅二年はその途中の経過を示したものである。

二月戊子朔。詔曰。筑紫觀世音寺、淡海大津宮御宇天皇奉爲後岡本宮御宇天皇誓願所基也。雖累年代、迄今未了。宜大宰・商量充ニ
驅使丁五十許人、及逐閑月差發人夫、專加檢校、早令營作上。⁽⁸⁾

そしてこの觀世音寺については、延喜五年（九〇五）の觀世音寺資財帳にその全容が示されているといっているのである。

つぎに寺院建立のための動きが見られるのは、天智天皇の時代ではなく、天武天皇の崩御の年の朱鳥元年（六八六）に筑前国百戸、筑後国百戸の合せて二百戸の封戸が施入され、その封戸充當の地は、のちに觀世音寺によって荘園化された筑前国嘉麻郡碓井郷（五十畑）、同鞍手郡金生郷（五十畑）と筑後国生葉郡大石郷（五十畑）、同山北郷（五十畑）であった。⁽⁹⁾

この寺の造営が初期において捗らなかつたのは、その発願者が天智天皇であったがため、壬申の乱を発端として、天智・天武の仲が好ましくなかつたことにより渋滞をきたし、文武天皇の大寶元年（七〇一）には近江国の志我山寺とともに五年間に造営の見込みがつかないならば寺封を停止するという制限が加えられていた。⁽¹⁰⁾

このような状況から考えて、觀世音寺の成立は大寶二年（七〇二）以後の大宰府の処置により急ぎ具体化されたと考えられる。

この大宰府とは、「ツクシノオホミコトモチノツカサ」と称し、中国・朝鮮へ出てゆく遣隋使・遣唐使・遣新羅使の出発の基点であったと同時に、大宰府を含んだ筑前国は「元成ニ辺賊之難也。其峻城深隍、臨海守者、豈為内賊耶。」と外敵を防ぐ最前線であった。そしてそのため⁽¹¹⁾に天智七年（六六八）には粟前王が筑紫率に任ぜられている。また十年（六七二）六月には筑紫師に昇り、十一月に対島国司より使を「筑紫大宰府」に使用して唐商人の郭務悰等が二千人の人数で四七隻の艦を以て筑紫に到ることを報じているが、これが大宰府の初見ともいわれ、筑紫大宰府は、対外関係と対内的には筑紫国守を兼ねていたと見るべきであろう。そして天智天皇三年（六六四）に築かれた筑紫の水城を守ることも重要な使命であった。持統天皇三年（六八九）には浄広肆河内王を筑紫大宰師として兵杖を授けて、大宰府を強化し、遣新羅使・留学僧・新羅送使等の饗応や接待に應ずるとともに防人の監督にも当たっていたのである。

大宰府は令義解の職員令によると

大宰府帶_ニ筑前國_一。

主神一人。掌_ニ諸祭祠事_一。帥一人。掌_ニ祠社、戸口、薄帳、字_ニ養百姓_一、勸_ニ課農桑_一、糺_ニ察所部_一、貢舉、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵驛、傳馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛、闕遺雜物、及寺、僧尼名籍、蕃客、歸化、謂遠方之人歟、饗饗事。大貳一人。掌_ニ同_一。少貳一人。掌_ニ同_一。大貳一人。

大宰帥を中心として、大貳・少貳・大監・少監・大典・小典・大判事・少判事・大令史・少令史・大工・少工・博士・陰陽師・医師・竿師・防人・裕・令史・主船・主厨・史生等、総員五十人を数え、大宰府は筑前国のみならず筑後・豊前・豊後・肥前・肥後・日向・薩摩・大隅の九国と壹岐・対馬二島の管理にあたった。文徳実録によれば

夫大宰府者、西極之大壤、中國之領袖也。東以_ニ長門_一爲_ニ關_一、西以_ニ新羅_一爲_ニ拒_一。加以、九國二嶋、郡縣闊遠。自古_レ今、以爲_ニ重鎮_一。夫謀_レ事以就_レ租。發_レ政占_ニ古語_一、因_レ檢_ニ舊記_一、大唐高麗新羅百濟任那等悉託_ニ此境_一。乃得_ニ入朝_一。或_レ綠_ニ貢獻之事_一、或_レ懷_ニ歸化之心_一、可_レ謂_ニ諸藩之輻湊_一、中外之關門_ニ者也。因_レ茲有德爲_ニ帥貳_一、才良爲_ニ監典_一。

朝鮮半島の新羅からの使者や中国の使者までここを通り、また西国の重鎮であったから、ここを支配した藤原広嗣などは朝廷に抗する拠点とすることができたほどであった。

このような地理的条件のもとにあった大宰府にあって、大宝二年（七〇二）頃より遣唐使の往還が盛んとなって、その航行の安全と、風向待や外国の使者接待のためにも和銅二年（七〇九）には「雖_レ累年代_一、迄_レ今未了_一」⁽¹⁶⁾として放置されていた観世音寺の造営をいまや大宰府をして促進させる必要が生じたのであった。

そしてその資財に充てるために筑後国十六町（三原郡三町・生葉郡四町・竹野郡四丁）、筑前国十二町三反百三十六歩（那珂郡三反百卅歩・嘉麻郡六町四反・穂浪郡六町）の熟田を施入されることとなった⁽¹⁷⁾。しかしこの寺院の完成には単に資財を投しても、それを管理する僧侶を見出さないかぎり無用の長物と化する憂いがあった。

ところが、大伴家持の父の旅人が養老三年（七一九）二月に大隅国守陽侯史麻呂が隼人により殺され乱を起したとき、征隼人持節大將軍を命ぜられて、授力を従五位下笠朝臣御室に命じ、九州に下向してより、大伴旅人は天平二年（七三〇）大納言に任ぜられて帰京するまで大宰府に

筑前國観世音寺の構造とその性格について

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

あり、神龜五年（七二八）より天平二年までの三年間は太宰帥であった。そのとき彼が引つれていった笠朝臣の一族から、のちに觀世音寺を開いた満誓が出た。

この大伴旅人は、元明天皇の即位した康雲四年（七〇七）より、美濃守、木曾路の開拓、尾張守と昇進し、また養老三年（七一九）七月始めて按察使が置かれたとき尾張・三河・信濃の三カ国を管するなど、なみなみならぬ元明天皇の寵愛を受けた。また、天皇の養老五年（七二一）の不予に際して、諸寺の併合があわせて行なわれた。

（丁未朔三）五月己酉。太上天皇不豫。大赦天下^(五)。辛亥。令七道按察使及太宰府、巡省諸寺、隨使併合^(六)。壬子。詔曰。太上天皇、聖體不豫、寢膳日損、每至此念、心肝如裂。思歸依三寶、欲令平復。宜下簡取淨行男女一百人、入道修^(七)道。經年堪^(八)爲師者、雖非^(九)度色。並聽^(十)得度。以^(十一)絲九千^(十二)約^(十三)施^(十四)六郡門徒^(十五)勸勵^(十六)後學^(十七)流傳^(十八)。万祀^(十九)。戊午。右大弁從四位上笠朝臣麻呂。請^(二十)奉^(二十一)爲太上天皇出家入道^(二十二)。勅許^(二十三)之。

その時、笠朝臣麻呂（満誓）は元明天皇の追善のために得度して、以前よりの天皇の寵愛に報いるためにも、発願出家して、養老三年より大宰府に下っていた旅人のもとにあった笠朝臣御室をたより大宰府に到らんことを願がい、許されて造筑紫觀世音寺別当となって、この寺の造営に従事することになったと考えられるのである。ことに大伴旅人も元明天皇の不豫の報に接して歌を詠じて弔問している。

大宰帥大伴卿の、凶問に報ふる歌一首

禍故重疊し、凶問累集す。永に崩心の悲しびを懷き、獨り斷腸の泣を流す。但し兩君の大きなる助に依りて、傾命を纒に繼げらくのみ。

世の中は空しきものと知る時しいよよますます悲しかりけり

神龜五年六月二十三日

この世間を無常と觀じ「四聖の起滅は夢の皆空しきがごとく、三界の漂流は環の息まぬが喩し」と嘆じた旅人は、その歎きを満誓と共にすることができたのであるから、旅人は満誓が下向して觀世音寺の造営に尽力することを嬉んで受け入れたと考えられるのである。

満誓もまた

沙彌滿誓、綿を詠ふ歌一首 造筑紫觀世音寺別當、俗姓笠朝臣磨といふ

しらぬひ筑紫の綿は身につけていまだは著ねど暖かに見ゆ

沙彌滿誓の歌一首

世間を何に譬へむ朝びらき漕ぎ去にし船の跡なきがごと

造筑紫觀世音寺別當沙彌滿誓の歌一首

鳥總立て足柄山に船木伐り樹に伐り行きつあたら船材を

筑紫は住みよい処と考へ、都の生活は漕ぎにし船の跡なきが如くに思い出の彼方に消え、いまは觀世音寺造營のための用材の調達に心をくばるといふ立場にあったことを示している。

このため觀世音寺の造營は滿誓の努力によりかなり推進されたと見られる。そして養老六年（七二二）より勅して造觀世音寺別當となつた沙彌滿誓は、天平三年（七三一）にはこの寺院の組織として、三綱の職掌を整え、安居のための伎樂具の施入を見たのであつた。⁽²³⁾しかし觀世音寺の如き、府大寺と称するような大宰府にとつての重要な伽藍は短時日に決して完成するものではなかつた。天平十年（七三八）に五年を限つて食封一百戸を与えられたが、⁽²⁴⁾まだ伽藍を整えるには到らず、玄昉が入唐して帰国後、宮中内道場に進出して、光明皇后等に則天武后の中国での勅大仏造像等の例を示して、東大寺大仏の造像の促進を訴へ、勢力日々に盛なることを求めたが、この玄昉の内道場進出を嫉んで乱を起した藤原廣嗣の叛乱後、彼もまた妖僧としてしりぞけられて觀世音寺の造營に携わることになつてやつとこの寺が完成に近づいたのである。

この玄昉について扶桑略記抄は

流俗相傳云玄昉法師、大宰府觀世音寺供養之日、爲其導師。乘於腰輿供養之間、俄自大虛捉捕其身、然失亡。後日、其首落置於興福寺唐院⁽²⁵⁾上。

とのべて玄昉が觀世音寺落慶の導師をつとめたとき、天より彼の首級を奪つて南都興福寺唐院に落したという伝説をかかげている。この史実につては全く信を置くことはできないけれども、少くとも玄昉が觀世音寺の造營に携わつた頃には伽藍が次第に整ひ、落慶への道も開けていたであろうと推察できるのである。しかし玄昉による造營が果して行なわれたのかどうか、またその成果については全く知ることができない。

しかし觀世音寺の伽藍の内容については、延喜五年（九〇五）の「筑前國觀世音寺資財帳」に待たなければならぬ。これは觀世音寺當局が

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

大宰府に対して上申したもので、觀世音寺講師・読師が署判を加わえ、三綱がこれを証明し、伽藍・仏像・經典・寺領より奴婢の員数にいたるまで詳細に記載され、大宰府の証判として「大宰之印」が押されている。この資財帳はこの寺の三綱のみでなく、国師と大宰帥が立会いでいちいち実物を検知して明瞭に記載することにとめていいる。そしてこの觀世音寺資財帳は、貞觀九年（八六七）六月十一日に作成された安祥寺伽藍縁起資財帳、同十五年（八七三）広隆寺資財帳、元慶七年（八八三）九月十五日、河内国觀心寺縁起資財帳につぐものであって、これらの資財帳の作成にあたって共通している項目は、一、佛物、二、法物、三、常住僧物、四、通物、五、樂具、六、水陸田、七、雜公文、八、別院に分類されていて、これは延暦十七年（七九八）正月二十日の官符に基づいて作成された多度神宮寺伽藍縁起資財帳の佛物、塔、宝物、布薩、樂具、僧物、通物、墾田等の分類とも共通したものがある。そのような例から考えても、資財帳はまず最初に佛像、經典、常住僧物の三宝物をあげ、ついで伽藍を維持するための、陸田、墾田等を記載する定めとなっていたと考えられる。しかし元慶七年（八八三）の觀心寺の記載例では、最初に伽藍の建築物をあげ、ついで佛像等を記している。もちろん寺院によって多少の異同はあるが、その源流は奈良時代の寺院縁起并流記資財帳の記載例をもとにして作成されているといえるのである。⁽²⁶⁾

この延喜五年の觀世音寺資財帳では、章を分けて、塔物・通物・用器・佛殿・僧客房・佛経・佛物・法物・觀世音菩薩物・聖僧物・通三宝物・塔物・布薩物・常住僧物・温室物・通物・伎樂・用器・鋪設・大衆物に分かれている。

その伽藍配置の特徴については高倉氏が詳細に「筑紫觀世音寺史考」で述べられている如く、寺領の四至とも関連させながら考えてゆくと、北を大野城南城外の遠賀門下道、東を大野川（御笠川）、南を五条大路ないしは大野川、西を大宰府の学校院との境である松岳と学校院東小路を結ぶ線として、伽藍は西の学校院との境界および南の五条大路が金堂と塔の中心を結ぶ東西線と講堂・中門・南大門を貫ぬく寺の中軸線との交点より、それぞれ一・五町をはかる点が注目され、寺域は方三町を示しているという調査報告がなされている。⁽²⁷⁾

そこに三十七余の堂宇が建ちならび、寺域の中央には講堂と中門が廻廊で結ばれ、その内側に東に五重塔、西に東面金堂が配されている。その伽藍形態は天智天皇のときからの堂塔配置は飛鳥時代よりの流れを受けて、廻廊内に金堂と塔を左右に並べて、うしろに講堂を置く方式をとった川原寺（弘福寺）や大官大寺、崇福寺の様式を具えているといえるのである。⁽²⁸⁾

伽藍には南大門、中門、四面廻廊、五重塔、金堂、講堂、鐘樓、菩薩院、戒壇院、大房（僧房）、小子房（僧房）、客僧房、経藏、倉、竈屋、

水屋、備屋、碓屋、政所院等が存在し、金堂の本尊は丈六の二脇待を安置し、四方に四天王を配した阿弥陀如来坐像で銅鑄仏であった。また講堂には捨像（塑像）の不空羅索観音を安置し、菩薩院には十一面観音画像をかかげていた。のちの康治二年（一一四三）の観世音寺燈油料・恒例佛事料等相折勘文のときは金堂には阿弥陀如来、講堂には聖観音、不空羅索観音、十一面観音、杵島観音（聖観音）、弥勒菩薩、文殊菩薩、新造阿弥陀如来、新造馬頭観音、吉祥天等が安置され、講堂が観世音寺の本堂のような景観が存在していたと考えられる。また五重塔には中尊として金銅阿弥陀如来像が安置されていた。

この寺が金堂の弥陀佛より観世音菩薩を中心に創立されたということは寺名からも明らかであるが、その理由については、天平十二年（七四〇）九月の藤原広嗣の乱に、

勅^レ四畿内七道詔^レ諸國^ニ曰^ク。比來緣^ニ筑紫境有^ニ不軌之臣^一。命^{シテ}軍討伐^ス。願^{シテ}依^テ聖祐^一欲^シ安^ニ百姓^一。故今國別造^ニ觀世音菩薩像壹軀高七尺^一。并寫^ニ觀世音經一十卷^一。

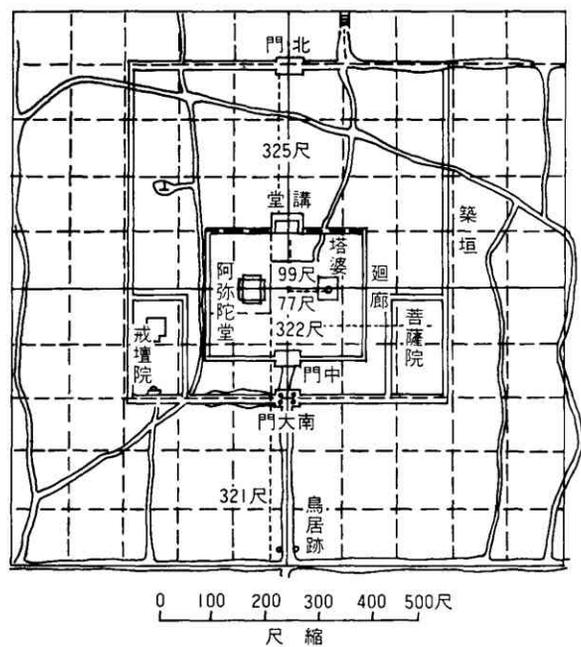
諸國に修羅道を司る観音像（七尺）を造らしめたことなどは、対新羅征伐の戦勝を祈願す

るための大宰府内の府大寺である意義をより明らかにしているとも考えられるのであり、とくに中央の仏教界の政治僧として宮中内道場を中心として活躍した玄昉や道鏡が、ともに東大寺の戒壇と関係ある筑紫観世音寺と下野薬師寺に配されたのは、偶然ともいえるが、案外、良弁等の指示により罪科を軽減し、両寺の造立と戒壇院建立の促進方をはかった処置であったのかも知れないと考えられるのである。

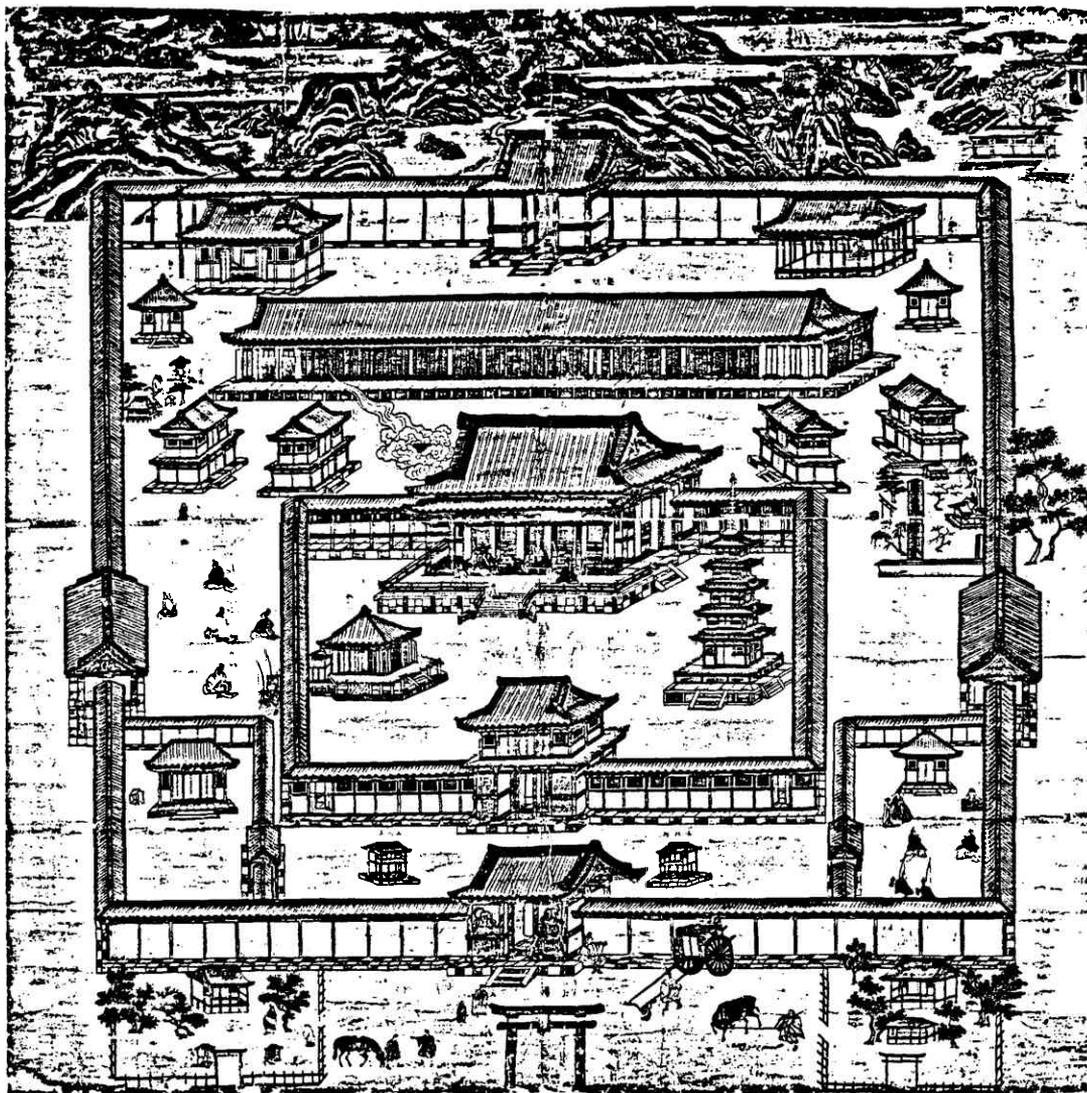
観世音寺はまた呉楽等を演じて、渡来人に対する接待所的な性格も帯びていて、天平十年（七三八）頃より五年を限って食封一〇〇戸がこのために与えられ、五百町の墾田が追加された⁽³²⁾。そして玄昉の左遷をもって天平十八年（七四五）に伽藍の完成を見るに到ったのである。

そのことはまた天平十三年（七四一）三月廿四日の国分寺創建の詔、つづいて天平十五年（七四三）東大寺大仏造願の詔を出されることにより、筑前国観世音寺と下野薬師寺は次第に脚光をあびてきたともいえるのである。

すなわち「乙巳。定^ニ諸寺墾田^ノ地限^一。大安^レ。薬師・興福・大倭國法華寺・諸國分金光明寺、寺別^ニ一千町^一。大倭國國分金光明寺四千町。元興寺二筑前國観世音寺の構造とその性格について



筑前國観世音寺の構造とその性格について



観世音寺絵図

千町。弘福・法隆・四天王・崇福・新藥師・建興・下野藥師寺・筑紫觀世音寺・寺別五百町。諸國法華寺。寺別四百町。自餘定額寺、寺別一百町。」と墾田が配分され、ついで大佛造頭事業が着々と進み、そのうえ陸奥國産金の慶事が報せられるについて、諸國諸寺の復興を進めるために墾田が盛んに施入されることになった。觀世音寺に対してもこのとき五百町が与えられた。

大宰府 牒國師所

觀世音寺

右寺、伍伯町、^(百)

諸國國分金明明寺^(卷)

右寺、壹仟町、

諸國國分法華寺

右寺、肆伯町、^(百)

自餘定額寺

右寺別、壹伯町、^(百)

牒、被治部省去七月十九日符稱、被太政官今^(備下同シ)符稱、奉今月一日勅稱、去四月一日詔書、寺寺墾田地許奉者、宜依件數施行者、省宜

承知、准勅施行□、府宜承知、准狀施行者、宜知此狀、准狀施行、今以狀牒、至准狀、故牒、

天平勝寶元年九月廿九日從七位上行少典茨田宿祢 五百村少貳從五位下小野朝臣田守⁽³⁴⁾

ここでつぎに注目しなければならないのは、国師についてである。もともと国師が諸國に置かれるようになったのは大宝二年(七〇二)二月二十日に「任⁽³⁵⁾諸國国師」に始まって、靈龜二年(七一六)には諸國の寺院が荒廢にまかせ廢寺統合の必要が生じ、ここに国師・衆僧・檀越の協力を得て寺院の財物田園の檢断を行っている。

詔曰。崇^(ル)饒法藏、肅敬爲^(レ)本、營^(ル)修佛廟、清淨爲^(レ)先。今聞。諸國寺家、多不^(レ)如^(レ)法。或^(ハ)草堂始闢、爭求^(ニ)額題。幢幡僅施、卽訴^(ニ)田畝。或^(ハ)房舎不^(レ)脩、馬牛羣聚、門庭荒廢、荊棘弥生。遂使^(下)無上尊像、永蒙^(ニ)塵穢。甚深法藏、不^(レ)免^(レ)風雨、多歷^(ニ)年代、絶無^(ニ)構成。於^(レ)事斟量、極乖^(ニ)崇敬。

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

今故併ユセ兼カ數ス寺ヲ、合成ニ一區ト。庶幾クハ、同シテ力ヲ共造テ、更興ニ類法ヲ諸國司等。宜ク明告ニ國師衆僧及檀越等ニ條ヲ錄部内寺家可レ合并財物、附シテ使奏ス聞上。又聞ク、諸國寺家、堂塔雖レ成ルト。僧尼莫ク住スルコト、禮佛無レ聞クコト。檀越子孫、惣ニ攝田畝、重ク養テ妻子ニ不レ供ニ衆僧。因作ニ諍訟、誼ヲ擾國郡。自レ今以後、嚴カニテ加ニ禁斷、其所ノ有スル財物田園、並ニ酒ニ國師衆僧及國司檀越等相對檢校。分明案記、充用之日、共判出付ニ不レ得下依レ舊檀越等專制上。(36)

諸國の寺院の取扱いについては、原則としては国司の職制のなかに国内の寺および僧尼名籍のことを掌ることになつてはいるけれども、聖武天皇等の仏教重視の政策により、国司より実務において寺院の処理等に當つては国師の関与することが多くなつて来て、寺院の所有する田園財物を管理して、たとえ檀越といへども寺院財物に対する専断は許されるものではなかつた。このような国師の權威は国分寺が発足すると、国司と共に寺地を簡んで經營に携わることになつた。しかし国分寺建立について諸国司が必ずしも協力したとは考えられず、その国々の経済的条件も早急にこの目的を達成するには到つていないのである。

詔曰ク。朕以去テ天平十三年二月十四日、至心發願、欲レ使ニ國家永固、聖法恒修。遍テ詔ニ天下諸國、々別令レ造ニ金光明寺・法華寺。其金光明寺各造ニ七重塔一區、并寫ニ金字金光明經一部、安置ニ塔裏。而諸國司等怠緩不行、或處寺不レ便、或猶未レ開レ基。以爲ニ天地災異一二顯來。蓋由レ茲乎。朕之股肱豈合レ如此。是以差レ從四位下石川朝臣年足、從五位下阿倍朝臣小嶋、布勢朝臣宅主等。分レ道發遣、檢ニ定ニ寺地。并ニ察ニ作狀。國司宜下與ニ使及國師、簡ニ定勝地。勤ニ加營繕。又任ニ郡司勇幹堪レ濟ニ諸事。專令ニ主當。限ニ來三年以前、造ニ塔金堂僧坊。悉皆令レ了。(38)

ことに国分寺は光明皇后と武智麻呂の協力のもとに不比等の財源を費してまでも造營に力を入れたのであつて、わが国の則天武后たらんとする光明皇后の意欲も盛んであつたが、在地に於ける問題としては國司が主催して、國使を派遣して國師と共に適地を求め營繕をはじめ、その決定された寺地の上に、郡司が郡内の勞力を動員して天平二十一年までに完成させることを約束させることになつて、国分寺の詔を出して九年、約十年での目途を立てる必要にせまられたのである。しかしこの國師は国分寺や在地の寺院の經營に従事するといつても、僧綱の支配を別に受け、寺院の三綱と國司とのパイプ役まで与えられ、「今聞、國師赴任之日、受ニ得官符、解任之時國司无レ狀(39)」と國師は在國に赴くとき治部省に通知するも、解任のときには國司に報告しないなど、國師と國司の連絡の不充分なことは、国分寺の運営にも影響を与え十分に効果を發揮したとはいえないであらう。

またさきの太政官符に見られるごとく、観世音寺の墾田五百町の施入については、まず国師所に通達してその施行をうながしているのが、大宰府にある国師所は観世音寺のほか、九国二嶋の国分寺及び定額寺を統括していたのであり、観世音寺が筆頭に書かれていることは、この寺が、天平七年（七三五）に

勅曰。如聞。比日大宰府疫死者多、(中略)府大寺及別國諸寺、讀ニ金剛般若經⁽⁴⁰⁾。

と天然瘡の流行を憂えて金剛般若経を読ませたという府大寺は観世音寺を指すのであろう。そのことはいまの太政官符でも国分二寺より上位に寺名を明らかにしていることでもわかるのである。

そして墾田の割当ては、のちの東大寺に当たる大倭国々分金光明寺の四千町は別として、元興寺（二千町）、大安寺、薬師寺、興福寺、法華寺および諸国国分寺（一千町）、弘福寺、法隆寺、四天王寺、崇福寺、新薬師寺、建興寺、下野国薬師寺（五百町）、諸国法華寺（四百町）等の中に組込まれ、四天王寺や、新薬師寺と同等の地位にまで高められた。ちなみに下野薬師寺については天平十年（七三八）の駿河国正税帳に「下野国造薬師寺司宗藏⁽⁴¹⁾從九口、助僧二口⁽⁴¹⁾」とあることから天平十年頃より造られ「件寺者、天武天皇所ニ建立ニ也、坂東十国得度者盛萃ニ此寺ニ受戒、今尋ニ建立之由、与ニ大宰観音寺ニ一揆也⁽⁴²⁾」とあって、観世音寺と薬師寺はこの時に対当の地位を与えられたと考えることができる。

そして天平宝字五年（七六一）正月廿一日に、

勅曰。東山道信濃國以ニ坂東國々々、以ニ下野國薬師寺ニ爲ニ戒壇院⁽⁴³⁾。西海諸國、以ニ筑紫観世音寺ニ爲ニ戒壇院⁽⁴³⁾。

これは東大寺戒壇が天平勝宝七年（七五五）といわれているから、それより六年後にあたって、東西の戒壇道場が開かれたことになる。⁽⁴⁴⁾

奈良時代、大宰府は藤原広嗣の乱により、天平十四年（四七二）に一端廃止され、筑紫鎮西府と称したが、同十七年に再び復した。そして観世音寺も府大寺として、また西国戒壇の重鎮として九国二嶋に君臨すると共に、西海諸国にその威光を示すために伽藍の造営と造仏による内容の充実をはかり地位を安定さす必要が生じたのである。

もともと奈良時代における国師制は大国師、小国師とに分かれ、越前等の大国には大国師を丹波等の小国には小国師を任じていたが、のちに国師に統一された。そして国師は国別一人づつ六年間を以て任期とし、国分寺の運営に携わり、正月八日より一七日の最勝王経の転読および、国庁における吉祥悔過を七僧を請じて行なう行事を主催し、春秋二仲日には一七日金剛般若経を転讀し、安居への指導や、国分寺の僧尼の闕を

筑前國観世音寺の構造とその性格について

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

補い、その修理等にも関与していたのである。また延喜式の主税上に見られるように、全国の国分寺の供料についての問題においても大國の国分寺料は小國の国分寺料より二万束多く、諸國の国分寺の外に中央の諸大寺へ納符する分や、在地寺院の修理料に充当する分も含まれていた。いまの觀世音寺に対しても、延喜年間では、筑前國と筑後國の二國が修理觀世音寺料として一千束分を負担することになっていた⁽⁴⁵⁾。しかし国分寺の運営は国司制度が律令体制のもとで強力に推進されていたときにはかかる全国的な配分が可能であったかも知れないが、藤原氏の台頭は律令制の天皇の上意下達の権威を弱体化することをめざしたものであったし、国分寺の運営は平安時代に到って正しくなされたかどうかは疑わしい。すでに神護曇雲年間には「諸國国分寺塔及金堂、或朽損、由是天平神護二年各仰_レ所司_二以_三造寺料_一、隨即令_レ修、而諸國緩怠未_二修造_一、非_レ唯_二露_一穢尊像、実亦輕_レ慢_一 朝令_二」⁽⁴⁶⁾という状況であったから、平安時代における国分寺の荒廢への傾向にははげしいものがあつたと考えられる。そしていまや国司を中心とする國衛での権威も、藤原氏の關係者以外は排除され、その交替にも実_レが_レあ_レが_レら_レず、このことは國師の六年の任期に於ても同様で、中央寺院にありながら地方に進んで行くことを欲せず、平安遷都後は奈良時代の旧制の國師を改変することを欲して、ついに延暦十四年（七九五）八月十三日に諸國講読師に改称されることになった。いまそのことのために便宜全文を掲げることとする。

諸國講讀師事

太政官符

應_下簡_二任_レ諸國講讀師_一及_レ相替_二六年爲_レ限_一事

右得_二僧綱牒_一稱。案_二太政官去延曆十四年八月十三日符_一稱、^{〔藤原繼〕}右大臣宣。奉_レ勅、^{〔クケタマハルニ〕}如聞、^{〔キケナラフク〕}諸國々師年限_二六年_一兼預_二他事_一煩_二以_レ解由_一。自今以後、_下改_二國師_一曰_二講師_一。每_レ國置_二一人_一、_下擧_二才堪_一講說、爲_レ衆推讓者、_上申_レ官奏聞。然後聽_レ補、一任之後不_レ得_レ輒替。但_レ讀師者、國分寺僧依_レ次請_レ之者、今檢_二諸國講師、或身期_二老死、情無_レ知_レ足、則自倦_二講席、何堪_二誨導_一。遂使_二汚_レ法墮_一罪背_レ師資。加以當國司等檢_二掌伽藍、諸寺綱維、趨_二走_レ府廳_一。此非_二下_レ道俗異_レ形、魚鳥殊_レ性之意_一。伏望、簡_二大智_一而任_二講師_一、擧_二少識_一而補_二讀師_一。限_二以_二六年_一爲_二秩滿期_一。其部内寺寄、附件師。然則用_レ人之策永存、媚_レ俗之辱自息。謹請_二處分_一者。右大臣宣。奉_レ勅、^{〔神主〕}所_下以_レ撰_二用_一講師、特居_二永任_一者、本欲_二人能弘_レ道教以利_レ民也。而今名應_二簡擢_一實乖_二委寄_一。然則昧進之可_レ責、豈非_二採擢之乖_一方。宜_三准_レ所_レ請折中處分_一。其講師年限一依_二來請_一。但淺學之輩未_レ練_レ戒律、年少之人時聞_二違犯_一、_下宜_二簡_二年卅五以上心行已定始終不_レ易者_一補_レ之。簡_レ才用_レ讓_レ申_レ官經_レ奏等一同_二前符_一。若有_二自事_一銜賣_二妄求_一俗擧_レ者。永從_二擯

出_レ以懲_レ後輩。如_レ僧綱_レ受_レ囑_レ多_レ揆_レ情論_レ之。其讀師者依_レ舊用_レ之。又部内諸寺者、講師國司相共檢校、不得_レ獨恣_レ。⁽⁴⁷⁾

延曆廿四年十二月廿五日

すなわちこの時期においては、中央政府として必要なことは、地方寺院をいかに統制するかということ、巨大な南都寺院の影響力を削減することにあつた。そのために従来の国師を改め、講師と称し、在任期間を六年に限り、満位以上の僧より撰び、大智なる僧を講師とし、読師には国分寺僧の小智なる僧より順次薦に任せて補任することと定められたが、講師の夏期における病没に際して、これを補充することに困難をともなっていた。そして国師をして諸国講読師と改変することは、いままでの制度では国司にへつらう国師多く、講席に倦んで、法儀を整えることも出来ず、制度あつても実質的運用に矛盾が多く生じたので、この国師を改めると同時に、延曆廿五年（八〇六）の官符を以て、華嚴・天台・律・三論・法相等の「七宗年分度者、受戒之後、各試_レ其業_レ依_レ次差_レ任立義複講及諸国講師_レ」⁽⁴⁸⁾と改められた。このことは七宗の年分度者を以て諸国講師とすると同時に最澄による七大寺に対する天台宗の地方進出をめざす道を開くことでもあつた。

そしていまや国分寺も国師でなく諸国講師が、これを檢校することに左の如く変更されたのである。

太政官符

應_レ令_下諸国講師_レ檢_中按_中國分二寺_上事

右檢_二案内_一。太政官去天平十六年十月十七日勅_レ、國師親臨檢按務令_二早成_一、用_レ粮造_レ物子細勘錄以申_二綱所_一、一切諸寺亦復如_レ之者。自_レ茲以降、遵行既久、至于延曆十四年_レ改_二國師_一稱_二講師_一。重任_二講說_一不_レ預_二他事_一、堂宇頽壞不_レ存_二修葺_一。尊像損汗無_レ情_二改飭_一。契論_二其理_一事不_レ容_レ然。今被_二大納言正三位藤原朝臣園人宣_一、僞_レ奉_レ勅。自今以後宜_レ与_二國司_一共令_レ依_レ件檢按。其中_二送用度_一并_レ勸_レ解由_一依_レ舊例_一。⁽⁴⁹⁾

弘仁三年三月廿日

このような諸国講師が国分二寺を管理することは、単に教学的な問題だけではなく、寺院の修理経営にまで講師が責任を負うこととなり、その責務が大きくなったのであるが、弘仁九年以後、諸国講師を願う天台宗が国分寺等を通じて地方へ教線を伸ばしていこうとする前途を明るくするものであつた。

また国分寺僧の質の低下も、国分寺の経営を危うくする結果をみちびいていた。ことに延喜三年（八〇三）の状況について見てみると、国分

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

寺の差出す読師について、山城国、摂津国等の十一ヶ国では「只補講師不任讀師、毎修御願以國分僧爲之讀師、件僧等既無階業、安有智行（中略）加以七大寺外加来立義得業者、其数不少、階業之人、八宗是多、補任之國七道数少、或年及七十、任讀師、或算至八十、被補講師、遂襄老之身、亡於中路者年之眼暗於說經。」⁽⁵⁰⁾という結果を生み、國分寺の僧は「闕修学之勤、乏戒行之操」⁽⁵¹⁾という状況であったから、諸國講読師の制を立てても、國分寺より出す読師の任にたえる充分な人材を得ることができなかったし、國分寺自体が崩壊の一步手前であったというべきであろう。また七大寺より選ばれた講師についても、試業に合格するものが多くあっても、任國の定数がきまっているために、補任されるものの年令があまりに伸びて、その任についたときには七十、八十となって、とうてい國內の諸寺の指導や檢察をおこなうことができなような状態となつて、このような諸國講読師の制度も空洞化してしまふ結果となつていった。その上、遥任國司の場合と同じく、地方寺院への転出を好まず、三会制度が実施されると、地方に出ていった場合、中央の大会に招請されることは不可能となり、僧綱への進出ができなくなつてしまふことも、この制度が一時的に存続するにすぎなかつた大きな理由であつた。

しかして、この制度を最も巧みに利用したのは天台宗であつた。それは天台法華宗年分学生式の六条式に、

凡そ兩業の学生、一十二年、所修所学、業に随ひて任用せん。能く行ひ能く言ふは、常に山中に住して衆の首となし、國の宝となす。能く言ひて行はざるは國の師となし、能く行ひて言はざるは國の用となす。

凡そ國師・國用、官符の旨に依つて、伝法及び國の講師に差任せよ。その國の講師は、一任の内、毎年安居の法服の施料は、即便ち當國の官舎に収納し、國司・郡司、相ひ対して檢校し、まさに國裏の池を修し溝を修し、荒れたるを耕し崩れたるを埋め、橋を造り船を造り、樹を殖多蔂を殖多、麻を蒔き草を蒔き、井を穿ち水を引きて、國を利し人を利するに用ひんとす。經を講じ心を修めて、農商を用ひざれ。然るときは則ち、道心の人、天下に相続し、君子の道、永代に断えざらん。

右六条の式は、慈悲門に依つて友情を大に導く。仏法世に久しく、國家永く固くして、仏種断えざらん。悽悽の至りに任へず、円宗の式を奉り、謹んで 天裁を請ふ。謹んで言す。

弘仁九年五月十三日

前の入唐求法沙門最澄⁽⁵²⁾

と見えて、諸國講師に進んで天台宗僧を任せられ、天台宗が南都寺僧の地方進出を好まないという間隙をぬつて全国的發展をめざしたのであ

つて、最澄が弘仁九年（八一八）に示したという六所宝塔院の思想はそのことをあらわしている。

そのうち一番早く建立が始められたのは、弘仁五年（八一四）の南方の豊前宝塔院で、さきに延暦二十三年（八〇四）の最澄の入唐求法の時に参籠祈念をこめたという縁で、豊前国、香春の神宮寺内に建立され、宇佐神宮との関係を深め奈良時代より創建されている弥勒寺への接近をはかっている。また弘仁五年（八一四）には西方の筑前宝塔院を筑前観世音寺内に造り、ここも最澄が入唐の砌に滞在して五尺の千手観音檀像を安置して渡唐の安全を祈ったという縁によるといわれている。また東方の上野宝塔院は弘仁六年（八一五）に緑野郡鬼石町の浄法寺に、最澄が信濃路より両手地方に入ったとき建てられることになったといい、さらに北方の下野宝塔院は下野薬師寺に近い下都賀郡小野寺の大慈院に建てるに到ったというのである。⁽⁵³⁾この宝塔院が完全に創建されたかどうかは別として、最澄が天台教団を弘める範囲を示すと同時に、筑前の観世音寺と下野薬師寺の戒垣の存在する処に焦点をあてて自己教団の進出をはかっていることは、やはり諸国講読師の問題と切りはなして考えることはできないのである。そして最澄は「差_ニ任立立義復講及諸国講師_一者、今天台一門已立_ニ円宗_一大乘三学流傳未_レ周、望請、別当_レ簡_レ堪_レ爲_ニ講読師_一、者各一人、毎年申_レ官補_レ之、令_レ甲_レ演_レ傳件宗。其一任之内、每年安居法服施料、依_レ先_レ大法師最澄所_レ奏年分之式_一」⁽⁵⁴⁾ことに最澄は近江国分寺の出身であったから諸国講読師を通じての教線の伸長をはかったと考えられるのである。

もちろん空海の開いた真言宗もまた、承和四年（八三六）八月に官符を受けて「_レ心_ニ眞言宗僧_一、毎年任_ニ諸国講読師_一事_一」⁽⁵⁵⁾として、全国へ自宗の発展をはかろうとしているのであった。

このような状況を基盤として、観世音寺の動向を見てみると、この寺はさきに最澄との関係について入唐祈願の問題もあったが、空海も帰朝後、入京するまでの間、この寺に止住している。

観世音寺においても、さきの府の国師、筑前国の国師は当然、大宰府講師、筑前国講師と称せられるべきであったが、大宰府は九国二嶋の全体を統括している以上、大宰府講師も当然九国二嶋の講読師を統括する立場にあった。ことに府大寺といわれた観世音寺は、この寺の講師は、反面には府講師としての性格も与えられていたと見るべきである。また安祥寺を創した惠運は、もと東大寺に止住し、のち実慧より密教をうけ、一切経を坂東に広めたのち「天長十年奉勅、被_レ拜_ニ鎮西府観音寺講師兼筑前国講師_一、以爲_ニ九国二嶋之僧統_一」⁽⁵⁶⁾としてこの寺に住した大宰府講師であった。すなわち観世音寺講師は筑前国講師を兼任しているばかりでなく、大宰府講師として九国二嶋の寺院管理をも任されていたのである。

筑前国観世音寺の構造とその性格について

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

そのことは、天長五年（八二八）及び天長七年（八三〇）頃にかけて觀世音寺に止住していた光豊は、「別當觀音寺講師傳燈大法師位光豊」と称して觀世音寺別當と講師を兼任した。この光豊はさきの弘仁十二年（八二二）の官符に見られたような六十以上の度者を国分寺僧とされても、老耄の極みで、ものの役に立つべくもなく、「修理堂塔料濟供養、曾無強堪者」ということであるから、国分寺僧二十人の内五人だけでも廿五才を以て任じ、その若かざるべきことを大宰府を通じて申請している。のみならずまた恐らく自分と兄弟弟子と考えられる宇佐八幡宮の神宮寺の弥勒寺講師の光恵とともにさらに上表して、弥勒寺で三年を経過し、六時行道および読経の成果が官司と講師によって認められたとき、この人を年分度者として弥勒寺に与えられ、神宮の神封物により正月や安居等の法服を整え、仕丁を充てられることの許可を得るのほか、光豊は肥前国松浦郡弥勒知識寺にも度者五人を得ることの許可を得ている。⁽⁵⁹⁾ また大宰府管内の大隅・薩摩国および壹岐島国の講読師についても「府司於觀音寺、与彼講師共簡試部内僧精進練行智徳有聞、堪任講筵始終無変者將補任之」と、觀世音寺は九国二嶋の講読師の試定の場ともなったのである。

このことは玄蕃式のなかに、九国二嶋の講師に対して「大宰觀世音寺講読師者、預知管内諸国講読師所申之政」⁽⁶¹⁾ ことがかかげられ、この条文はまた延喜式にも組込まれた。⁽⁶²⁾

また觀世音寺での受戒についても、以前の条文を認め、東海・東山道は下野薬師寺、西海道は觀世音寺でおこなう規定が盛られている。そして受戒者の戒帳は五月以前に集め僧綱に提出するのは六月一日と定められている。そしてこの寺の講読師には戒壇が存在している関係上、律分のうちより任命されている。

太政官符治部省

應以律宗僧補任下野國藥師寺講師并太宰府觀音寺講讀師事

右、嘉祥元年十一月三日格傳、下野國解傳、件寺天武天皇所建立也。坂東十國得度者、咸萃此寺受戒。今尋建立之由。与大宰觀音寺一揆也。而只有別當無講讀師。令國講讀師勾當雜事。求諸故實、未親所由。望請、准彼觀音寺、簡擇戒壇十師之中智行具足爲衆所推者。充任件職、便爲授戒之阿闍梨者。右大臣宣。奉勅、講師依請任之。但讀師臨事、次第充用彼寺僧中智行兼備者。別當職早從停止者、而年來之間、件講讀師、只用階業之人、還忘格條之意、既非其宗、何授戒律。左大臣宣。仰下所司。自今以後。須令戒壇和尚羯

磨教授三色僧^ヲ薦^{シテ}擧^グ大十師中智行兼備之者^ヲ。綱所加^ニ覆^シ。補^シ任^シ兩寺講師^ニ。但觀音寺讀師寺擇^シ小十師^ニ同^ニ以^テ補^フ之^者。省^シ官^ヲ承^知依^テ宣^行之^者。符到奉行。

右大辨藤原朝臣^{〔郡臣〕}

左大史阿刀宿祢^{〔忠行〕(63)}

延長五年十月廿二日

このように觀世音寺においては、戒壇院が存在し、また旧来の諸国講読師の制も、そのまま存続していたが、延喜時代になると、国分寺時代の国師や、そののちの諸国講読師による寺院管理の方向は衰退して、延喜式に定められた、諸寺別当三綱の支配にうつっていった。

凡^レ諸大寺并有封寺別當三綱、以^テ四年^ニ爲^シ秩限。遷代之日。卽責^シ解由。但廉節可^レ稱之徒、不^レ論^シ年限。殊錄^シ功績、申^シ官褒賞。自餘諸寺依^テ官符^ニ任^シ別當及尼寺鎮。並同^ニ此例。其未^レ得^レ解由輩、永^ニ不^レ任^用。亦不^レ預^シ公請。但僧綱別勅任^シ別當^一者。不^レ在^ニ此限^一。

凡^レ諸寺以^テ別當爲^シ長官。以^テ三綱爲^シ任用。解由與不勘知并覺擧遺漏。及依^テ理不盡返却等之程一同^ニ京官。其與不之狀、令^シ綱所押署^{〔64〕}。

しかしさきのことから、觀世音寺では中世に到るも、講読師による寺院支配が継続されたことは、觀世音寺が九国二嶋を指導するというところをつづける必要があったことと、九州地方が中央と異なり旧体制が崩壊しにくいこと、名称の存続に強い意欲を持ち、九州全体を太宰府を中心に統轄するという現状を中央政庁でも崩しにくかったこと、また九州の人々の団結力と信仰への理解を示していたことにもよるであろう。

一、觀世音寺の構造について

つぎに觀世音寺の組織と、寺院としての運営の実態を知るためには、まずその法会のあり方について検討を加えねばならないが、平安時代におけるこの寺の年中行事を知ることができる史料は極めて少ない。そこで、文書等の中に記載されているものからたどって考えてみることにする。

いま觀世音寺は天台宗に属しているが、明治八年までは東大寺に属していたが、具体的にまとめられた年中行事としては江戸期の「觀世音寺年中行事目録」が存在するが、その内容は室町期に近いものと考えられる。また中世におけるこの寺の年中行事を知るものとしては、平安末期

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

の康治二年（一一四三）二月に觀世音寺三綱が作成した「觀世音寺燈油料恒例佛事料等相折勘文」⁽⁶⁵⁾が最もよく当時の年中行事のあり方を示している。またこれが作成された直後の六月二十一日に金堂、廻廊が炎上しているが、この点からも重要な史料といえる。この当時においては、金堂には觀音の本師である阿弥陀仏を安置し、講堂は觀音及び諸尊九体を並坐させた様相を示し、その性格からして、ある時期には觀音の六道済度をあらはす六觀音を安置していたのではないだろうかともおもわれるくらいである。

毎年八月一日より翌年の七月三十日までの三百六十日を回期として、仏聖供米八十二石八斗と灯油料四十四石一斗二升を充当している。またこのときの觀世音寺の全体の仏事料としては二百五十六石を示して、大治四年（一一二九）の觀世音寺封惣勘文にある定田三百七十二町七反二百八十歩、所当米二千四十一石七斗三合よりすれば約十分の六が仏聖料等に充当されているのである。⁽⁶⁶⁾

しかしこの総額は東大寺の支配を受けてからで、この時には觀世音寺としては東大寺への運上米として千五百十八石二升八合を決定している。その内の除分としての寺家例用は二百九石一斗三升一合とあれば、さきの二百五十石余は觀世音寺として、通常の費用を僧侶等の供料を除いて示したものであるといえることができるであろう。

この觀世音寺の年中行事のなかで、大宰府に対する祈願として、異敵の侵入を調伏するために護国經典といわれている仁王經や最勝王經を誦するための修正会や、仁王不断經に多くの費用を充てている。そしてまた正月八日より十四日までの間、觀世音寺で吉祥悔過がおこなわれている。

いまこの寺の年中行事を整理してみると次の表の如くなるのである。（次表参照）

さてその中で、この仁王不断經は貞觀十六年（八七四）金字仁王經一部が下野薬師寺、大宰觀音寺、豊前弥勒寺に配布され攘災増福のため安居のときにも講じ、それを年中行事にすべきことを太政官より命じられたときに起因する。⁽⁶⁷⁾

その費用については仏供料年料五石四斗は大宰府の税司納米より受け、常灯油料は筑前国税三百束を寺家が買備えている。そして仁王長講の僧供料は堂童子を含んで、筑前国上座郡把岐庄の庄田地子米をもって充当され、余分に収入した場合は閏月の費用や、金堂、香花炭舗設の費用として備蓄することを許して、大宰府が税司より僧供料日別一升五合を差出すときには、税司所より寺の長講所の請求にしたがって前年の十月より十二月にかけて差出すことになっていた。⁽⁶⁸⁾

観世音寺年中行事

1月	1日～7日	上七日 仁王不断経（金堂） 〔元節供 鎮守日吉山王廿一社〕 上七日修善（呉楽アリ）
	13日	踏歌
2月		修二月七ヶ夜
	15日	常楽会（大講堂）
	17日	〔天智天皇御国関会（大講堂）〕 日吉宮二季彼岸
3月	3日	〔桃花會〕節供 〔傳教・弘法兩大師供〕
	8日	以後五ヶ日 毎年最勝会
4月	8日	〔戒壇院・両山覚頭伝法事〕
	15日	安居初（呉楽アリ）
	中申日	鎮守 日吉山王宮御神事
5月	5日	節供〔菖蒲会〕〔三問三答〕（大講堂）
6月	3日	法華談義六十卷（天永元年9月より）百箇日
	15日	〔祇園会 能（文正2年ヨリ）〕
	18日	〔例講（大講堂）〕
7月	7日	〔七夕会（薬師堂）〕節供
	14日	自恣会
	15日	蓮花会 安居酒肴アリ
8月	1日	〔若宮八幡御祭礼〕 〔諸院法華三昧〕 日吉宮二季彼岸
9月	7日	恒例御国関八講
	9日	〔日吉山王宮御祭礼〕 〔観音節供〕
10月	15日	五ヶ日法華会〔（玄昉僧正追善法事）〕 〔八幡宮、若宮冬王子御祭禮〕 大阿弥陀会
11月		〔大師供、天智天皇御祭事〕
	30日	二期神祭（十一月分）
12月	8日	文殊温室粥
	13日	〔大般若〕一七ヶ日
	18日	〔例講〕
	23日	佛名会
	30日	諸堂散供 歳末讀経
毎月	18日	観音講
二季		受戒（春・冬）
一一		※句當観恵法師常供、※恵当成穩法師常供

（この年中行事は筑前国観世音寺修理米用途帳（長元十年）平安遺文五七三号。年中仏聖燈油并恒例佛事料米相折帳（康治元年）観世音寺文書〔内閣本〕、
太宰府観世音寺年中行事目録（江戸期カ）観世音寺蔵により作成した。ただし「」は江戸写本による。※は長元十年用途帳。）
筑前国観世音寺の構造とその性格について

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

この僧供料をめぐる三綱と金堂長講所衆の間に庄司任命の支配権をめぐる永祚二年（九九〇）に相論が生じ、三綱が供料の庄園の庄司を任命することは不当であるとの内紛が生じている。その僧供料は作人別反別二斗五升で地子米三斗二升五合をいうのであって、この地は現在の朝倉郡把木町にあたる。

一請以三重長講僧等、永可三進三退官燈分稻并把岐庄一事

右、官燈分稻、庄家等度度蒙三府牒、御外題等之後、僧等進退、隨卽夜々挑三燈明、日々長講專無三闕怠、而時三綱等申云、御任之後、必件庄并官燈稻等、如レ本可レ爲三寺家進退、既本願天皇御施也。何長講僧等、任意恣可三進退三乎云云。蒙三府裁、進退爲三永代之例。以前条事、如レ右、抑佛法興隆之跡、依レ人既顯、王法嚴政之道、當時進退也。⁽⁶⁹⁾

すなわちこの長講僧等は、いわば他寺の学侶に相当するものとも考えられるのである。

このことは、年中行事に見られる四月十五日より七月十五日の安居の初めと終りに呉樂を奏す例となっていることに対しても、筑前国の正税物より充当されることになっていた。

府政所下 筑前國

應依レ例充三下觀世音寺安居御願吳樂析物一事

右、得彼寺牒狀備。件吳樂安居御願初・後、筑前國下三行其析物、所レ令三勤仕也。而自去長保三年^(干脱)今不^(干脱)下三其析、因茲樂人等叶三例期、不三參仕、度々雖^(更)牒三送其由、^(更)不三承引、御願舊蹤、可レ謂三廢忘、仍進^(更)牒如件。望請 府裁。下給三府符、令三下行三析物依三勤仕一者。中納言兼帥平卿宣、件樂、是鎮護例事。不^(更)可三闕怠。而依不^(更)行三析物、不^(更)勤三其事、國宰所爲不^(更)可^(更)然。宜加三下知。充^(更)行樂人析物、令^(更)勤^(更)仕件事一者。所仰如件。國宜知^(更)狀。依^(更)宣行^(更)之。

大監平朝臣

大監

長保五年七月十三日

(70)

またつぎに年中行事に見えている三月八日の毎年最勝会に対して、中央でおこなっている興福寺維摩会・宮中大極殿での御齋会、三月の薬師

寺における最勝会などの三会制度にのっとり、九州の大宰府においても実施することを決定している。そのために観世音寺に大宰府の警固所田二十町をこれに充当し、十町分は僧供料、十町分は請僧布施料に、主厨司領田二十町を以て遍知院料に、蔵司税司並びに諸司納物を府院御齋会料として定められている。そして「撰管内有智淨行輩、爲件三會請僧、以講師一口聽衆貳拾口爲恒例定數也。其講師則經三會訖。号爲已講。春諸國正税日別充米壹斗、件人生前之間長爲其供養料也。前人昇進、擧用次人。已講衆共以僉議、抽聽衆中之堪能、請補當年之講師。以聽衆年勞之者、補任壹伎嶋之講師。然即以彼嶋、爲此三會之分、不任他人、常補件人、待其闕年次第行之。」とあって、観世音寺の最勝講には二十口の聽衆を置き、その講師となったもの、あるいは多年の聽衆を勉めたものをもって壱岐島講師とするという制度を確立するにいたって、観世音寺が府大寺としての地位をより拡大していったのである。

しかしてこの寺での大会は九月七日の恒例御国関八講でこれには五十六石の多額の費用を用い、八口の講師を請じて、四日間談義をおこなひ、その僧供料は延二百四十八前に達し、庄園である山北封、大石封、碓井封、全生封の四ヶ所が充てられ、連日六十二人の僧が招かれ、観世音寺としては最大の行事であった。それは大宰府を開き発展させたのは天智天皇以来であるということを示めすと同時にこの寺の開山忌にもあたる行事であったのである。そして正月の修正会の終りの日、夏安居の初めあるいは終りに呉樂が奏されて、昔、新羅の使者をもてなした例ののっとりしている。

つぎに十二月二十三日の仏名会に関しては、承和年中より三千仏の画像を画いて七道諸国及び大宰観音寺等に仏名経を添えて貞観十三年（八七一）に配布されてより、この寺で実施されるようになったのである。⁽⁷²⁾

そしてまたこの寺の諸事の運営にあたっては、延喜式でも述べているように、筑前国正税物が充当されていたことは先に示した如くであるが、のちにはさきの四封がその主要なる財源となっていたのである。

つぎに、このような年中行事を中心に運営されていた観世音寺の組織を考えてみることにする。一般には諸寺院の統括の組織については、延喜式で規定されているごとく別当がその中心となっているのが通例である。しかるに、この観世音寺は府大寺という特殊な事情によって、府講読師にあたるものが、別当の上位にあって、この講読師は、諸会を主催すると共に、春秋二季の戒壇における授戒を通じ、たんに観世音寺のみならず、九国二嶋の授者に対する授戒を通じ、その指導性を最初より与えられていたから、その慣例にもとづいて別当、三綱の上に位置して文

筑前國観世音寺の構造とその性格について

書に署判する義務を帯びていた。また重要な延喜五年十月一日に提出された資財帳でも講師即別当は筆頭に署判し、この場合においては講師真文、読師観盛のあとに帥および大貳・少貳が認証を与えているのである。

そしてこの講読師制がこの寺では特に重要な位置を占めていることを示している。このような講読師の遺制が存続するに到った理由については先に詳述した。また後には講師と別当を一人で兼ねることもおこって来た。この講師別当のほかに寺務組織として寺家三綱(上座・寺主・都維那)が見られるが、これは奈良時代より見られ、天平宝字二年(七五八)の奴婢関する解では、上座・寺主・国師使僧が署判を加えている。⁽⁷³⁾ また天平宝字五年(七六一)には西海諸国のために戒壇がこの寺に設置され、国師にその重責が荷せられたのであるが、延暦十四年(八九五)以降、国師が講読師に改められたのち、天長五年(八二八)には光豊が観世音寺講師に任ぜられたとき寺家三綱を批判して、「三綱之職事多_三米塩、修_三理堂塔_三新_三濟供養_三曾無_三強堪者_三」⁽⁷⁴⁾と、その立場の相異を述べている。そして講師は年分度者を指導し、はたまた「須_三簡_三智行者_三羯磨剃頭請使授戒_上」⁽⁷⁵⁾と授戒を主催するとともに、また「正月并安居等法服布施」や「法會之庭法用有闕 轉經之日經文訛雜」を検するなどの役を帯びていた。⁽⁷⁶⁾ もちろん先にも述べたように大宰府講師は筑前国講師を兼ね、講読師は修正月安居を完全に行なうことは重要な任務であった。またこの講読師は府内の精進練行の僧を選んで、観世音寺で試業して、講筵に堪えるものをもって九国二嶋の講読師とする権限を与えられていた。⁽⁷⁷⁾ そのため斉衡二年(八五五)に、この寺に大宰府より布薩戒本田二町を加えられている。⁽⁷⁸⁾ 天慶三年(九四〇)の高田庄の相論の時の観世音寺牒状の署判には講読師の外に四人の別当が見えている。⁽⁷⁹⁾ そのほかに俗別当のような性格で大宰少貳が検校職を、俗別当を大宰府の大監、大典等の職にあるものが兼ねている。

つぎに永長二年(一〇九七)の呉楽田公験案において、観世音寺所司大衆が署判を加えている。⁽⁸⁰⁾ このときの人数は四十八名にもおよんでいる。

読師(1)―上座(1)―権上座(4)―寺主(1)―寺主(5)―都維那(1)―権都維那(3)〔講師兼別当〕―学堂(5)―大衆(17)―堂達(1)

となつてゐる。そのほかにこの寺に関するもので多くの署判の見えているのは天永元年(一一一〇)観世音寺談義縁起に対する二十九人の自署のあるもので、このときの区分は次の如くである。⁽⁸⁰⁾

講師(兼)別当(1)―読師(1)―檢校(1)―上座(1)―権上座(1)―寺主(1)―権寺主(1)―都維那(1)―権都維那(1)―傳授大師(2)―学頭(1)―講代(1)―勸進(3)―談義衆(13)

この二つの文書は、その性格を異にしているけれども、最初のものは寛弘六年（一〇〇九）寺僧増昭が安居御願の初・後の呉楽徭丁三十二人分の功稲八百四十束分を大宰府蕃客所領とすることに對する抗議のために作成されたものであって、したがって安居にたづさわる学衆としては、この文書に署判を加えることが当然であったと理解されるから、ここではおおかた寺内組織が判明するともいえる。すなわち觀世音寺の全体の統括は講師兼別当によってなされているのであって、寺務機関は所司と称され三綱職がこれに掌っている。寺内大衆は学堂と大衆に分かれ、安居談義や、最勝講の講師、あるいは聴衆となる人々を学堂と称し、東大寺や興福寺に見られる学侶と同じ性格のものといえる。すなわち学侶とは『南都僧俗職服記』では「学問之為交衆スル僧ナリ」と述べてあり、堂衆が「両堂衆 是論不出、平日法用肝要ニ勤之」と学侶とは區別している。学侶は学問に専ら従事し、論議に参加するのに対して、堂衆は論議に参加することができず、平日の法用にのみ参加し、供花、読経、読師等の役にたずさわるものと規定されている。即ち学問（主として佛教に關する）をもって佛に仕える僧侶の集団を指して学侶と呼称したのである。学侶に対する呼称は時代や、寺院により種々異なるが、上代では「学問僧」「学生」「学僧」と呼ばれていた。特に学侶と称されたのは主として平安時代になって、堂衆との階層分離を示す上に盛んに用いられるようになったのである。それに対して大衆は堂衆に批べられるもので、諸堂の管理から、法要の諸準備、供料の調達等に掌わっていたと見るべきであろう。

觀世音寺の寺院経済については天平十八年（七四六）に造營を見て以来、大同四年（八〇九）、弘仁十三年（八二二）、承和九年（八四二）、貞觀三年（八六一）、仁和二年（八八六）と多年にわたって、觀世音寺交替実録帳を作成しているが、延喜五年（九〇五）に作成された觀世音寺資財帳が最も重要である。その原本については現在は東京芸大に所蔵され、前欠本となっているが、最初は觀世音寺に存在し、保安元年（一一二〇）に觀世音寺が東大寺の末寺と化すると共に、仁平三年（一一五三）の東大寺印藏目錄の中に含まれて東大寺に移されたものが、明治の東大寺の没落と共に流出したものが東京芸大に入手されたもので、その原本の異動については高倉洋彰氏が觀世音寺に蔵されている写本、江崎正澄氏の写本等を校合して示されている。⁽⁸²⁾

つぎに觀世音寺において造像された諸仏についても、まず造仏が盛んとなったのは、天延三年（九七五）頃と見られるのであって、その時は大宰大貳藤原国章が寺に薬師、十一面、延命の三体を新造し、寛和二年（九八六）同じく大貳菅原輔正が丈六觀音像を造立するなど寺院内の諸仏がつぎつぎに造像され寺勢は盛んとなっていった。また寛弘八年（一〇一一）には資財を勘録するための唐櫃の整理がなされているが、康平

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

七年（一〇六四）には塔が炎上している。

（康治二年七月十九日）

今日。左大臣召^{〔有七〕}外記下^{〔有七〕}給太宰府解。可^{〔有七〕}勘^{〔有七〕}例者。其狀云。去六月廿一日夜、觀世音寺堂塔廻廊燒亡。觀世音寺、是都府之大廈。天智天皇以後、元明天皇以往五代之聖主相續草創之御願也。五百餘年之間、奉^{〔有七〕}祈^{〔有七〕}國家不^{〔有七〕}退靈驗之砌也。但於^{〔有七〕}塔者、康平七年五月十一日燒亡了。

中尊丈六金銅阿彌陀如來像在^{〔有七〕}猛火之中、尊容無^{〔有七〕}變。昔自^{〔有七〕}百濟國^{〔有七〕}奉^{〔有七〕}渡^{〔有七〕}之云々。^{〔83〕}

この時には、觀世音寺の大講堂に安置されていた不空縹索觀世音を始め、塔内の中尊、阿彌陀如來および諸尊、廻廊等五百余年にわたって災火を逃れていた伽藍が炎上したのであって、治暦二年（一〇六六）には大宰府は「造觀世音寺行事所」を設けてこの寺の復興に着手し、^{〔84〕}府内の人々を動員してその再建につとめた。

就中造作之間、始自^{〔有七〕}入^{〔有七〕}杣夫工行事官人管内刺史及國土人民、加^{〔有七〕}力盡^{〔有七〕}□。一府群官兩郭男女、安隱^{〔有七〕}泰平。加^{〔有七〕}之施^{〔有七〕}一粒一草、身自下^{〔有七〕}手道^{〔有七〕}工人、材木打土鴛鴦蟬蝶之輩、或又路頭往反但頭、舉^{〔有七〕}手歸依、隨喜之人、當寺諸寺禪侶、封家庄園民烟、善願圓滿、凡厥普天率土、横目群生流類、十方施主一切衆生、現當二世之望、各無^{〔有七〕}疑決定往生之願必令^{〔有七〕}遂。乃至無邊平等利益。^{〔85〕}

かくてその結果、法華經を始め、仏具類も整えられて、二年後の治暦二年（一〇六六）十一月廿八日に瓦葺五間四面の大講堂が再建され、金色丈六觀世音像が完成して落慶を見ることになった。^{〔86〕}

しかしこの時の寺の修復のうち、主なる寺領庄園について、延久の莊園整理令にもとづいて寛徳二年（一〇四五）以後の莊園を取り調べられ、当寺も碓井封（百五十一町四反二百三步）、肥前國中津庄等もその対象となって整理されようとしたがこれを逃れた。^{〔87〕}

それと共に觀世音寺は肥岐荘をはじめ、承暦二年（一〇七八）以後の寺院莊園の再確認をおこない、延久の莊園整理にかこつけて侵入しようとした国衙検田使等の入勘を停止して免判をとりつけることにつとめた。その間にあつて寛治三年（一〇八九）には把岐庄内で松永法師なるものが、宇野御厨の下文をかかけ押妨をはたらくなど寺領内の相論も多く発生し、^{〔88〕}上座郡黒嶋庄でも勘返田一町につき作人の大宰府湯打板役の免除を求めたのであった。これらのことから觀世音寺としては、延喜五年以来の資財帳の整備が緊急に必要となつたとともに、寺宝管理の対策を樹立するためにも嘉保年間（一〇九四）に新たに「嘉保元年宝藏実録日記」を作成することになった。それには寛治六年（一〇九二）の実録

日記を基本とし、見在するものと無実なるものに分け、十六個の韓櫃の内容を調べ、別納の箱や、天慶の乱で純友に掠取られた武具等も記載している。⁽⁸⁹⁾

その上、観世音寺として重要な四封のうちの碓井封に対する安楽寺神人の乱入が永長二年（一〇九六）におこなわれるなど寺領についても不安の種が尽きなかった。

観世音寺はさきに講堂の再建ができたものの、五重塔の再建はおぼつかなかったが、幸い大宰権師に信仰の厚い大江匡房が来府すると、その計画が具体的に進み、その造塔のための九州諸国への造営料の分配が示された。五重塔の造塔料図として一層（筑前・大隅）二層（肥後・豊後）三層（筑後・日向）四層（肥前・薩摩）五層（寺家）と承德三年（一〇九九）の庁宣⁽⁹⁰⁾によって定められたが、その計画が具体的に直前の康和四年（一一〇二）八月の大風により金堂、戒壇院、廻廊、大門等が再び顛倒してしまっ⁽⁹¹⁾た。

ここで考えなければならないことは大江匡房の大宰府への下向である。大江氏は代々菅原氏と共に文筆に長じていた家系で、文章得業生、文章博士になった人が多い。匡房は父は参議大江成衡、母は官内大輔橘孝親朝臣の娘で、天喜四年（一〇五六）文書得業生となり詩文に長じ、若くして三事兼帯し（藏人・左衛門権佐・右少弁）、後三条天皇の師となった。また政治的には、同天皇の荘園整理令のための記録所の補佐を行っていたが、天皇の崩御のち記録所の政務もおとろへたので、匡房も一端出家を志したが藤原経任に止められ、白河天皇の即位後は天皇に重んぜられ、美作守に任命されて従四位下に昇進した。応徳元年（一〇八四）左大弁に進み、匡房が大宰府に関与したのは、永長二年（一〇九七）三月、勅授によって大宰権師を兼ね、次の年の九月に下向して、第一次は承德元年（一〇九七）―康和四年（一一〇二）解任までの五十七歳より六十二歳まで、第二次はつぎに大宰権師となった藤原季仲が、日吉社の訴えにより周防国に配流され、さらに常陸国に送られたためふたび再任され、長治三年（一一〇六）―天永元年（一一一〇）まで、すなわち六十六歳から七十歳まで在任した。そして、彼はその一年後に七十一歳で薨じている。⁽⁹²⁾

しかし平安末期となると任官されても実際に赴任するものは少なく在京して下向せず、遥任化することは常であった。匡房も承德二年のときは下向しているも、長治三年の二度目のときは下向していない。この間大貳は藤原長房が任ぜられていたが寛治八年（一〇九四）の彦山亂乱により、それ以後十六年間は闕官となり、天永二年（一一一一）には藤原顕季が大貳となっている。このような大宰府における遥任化の傾向は、

筑前國観世音寺の構造とその性格について

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

「帥卿任_レ官符旨、雖_レ被_レ支配、於_レ其身_レ在_レ京、不_レ赴_レ任御之間、雖_レ有_レ下知之名、敢無_レ來役之實、自今以後、又以同前⁽⁹³⁾」との状況で、觀世音寺に対しておこなったさきの大江山房による五重塔再建計画も、まったく水泡に帰してしまつたのである。いまこの全容を示す必要からも全文をここにかかげる。

觀世音寺三綱等解 申請 府裁事

請_レ被_レ言_レ上 公家、管國受領中充_レ給重任并遷任宣旨申於申請輩、令造_レ立當伽藍内燒失五重塔壹基上狀、

右、三綱等、謹檢_レ案内、當伽藍者、是天智天皇之草創也。其後天武・持統・文武・元明四代之聖主、殊下_レ綸綍、所_レ被_レ令_レ造畢_レ也。既雖_レ先帝之建立、永爲_レ累代之御願、有驗之靈地、殊勝之伽藍也。而去康平七年五月十一日不慮_レ外天火出來、五間講堂・五重塔婆、拂_レ地燒亡。

于_レ時^(藤原師成)宗像大卿御任也。仍殊_レ企結構、造_レ立講堂并佛像、所_レ被_レ奉_レ供養_レ也。但至_レ于塔廟_レ者、當_レ無_レ其營、余降灰律遙換、居_レ諸久積。爰江

都督卿前任之日、可_レ造_レ立件塔_レ之由、申_レ下 官符、雖_レ被_レ下_レ知管内諸國、世及_レ澆季、民皆凋弊、不_レ寄_レ一_レ支_レ之木、不_レ運_レ一_レ簣_レ之土。因_レ茲帥

卿重經_レ奏聞、再申_レ下 宣旨、被_レ加_レ催促於諸國之間、任_レ秩已暮、歸洛既畢。其後亦拜_レ除都督之時、爲_レ遂_レ彼素懷、又經_レ奏達之日、去嘉承

元年五月廿五日官符備。應_レ令_レ管内諸國并本寺_レ致中丙造營上乙兼又不_レ論_レ神社佛寺權門勢家庄園、平均支配_レ材木、終_レ不_レ日功_レ觀世音寺五重

塔一基_レ事。右正二行(帥)權大江朝臣去三月廿三日奏狀備。重檢_レ案内、件塔婆者先帝之御願、鎮西之大厦也。去康平年中寺家有_レ火、拂_レ地燒亡。

自余以來、雖_レ經_レ年序、無_レ復_レ舊基。爰匡房前任之日、任_レ官符旨、或支_レ配管内諸國、或充_レ課_レ本寺、欲_レ營_レ土木之處。任_レ秩既暮、歸_レ京忽催、

是素懷不_レ遂_レ之條、丹心爲_レ歡之間。重浴_レ朝恩、再任_レ都督。今度不_レ抽_レ勤節者、何日又勤_レ營造乎。望請 天裁、任_レ前任所給官符、重被_レ下_レ

宣旨。且令_レ管内諸國本寺勤_レ營造、且不_レ論_レ神社佛寺權門勢家庄園、支_レ配材木、將終_レ不_レ日之功_レ者。正二位行大納言兼民部卿太皇太后宮大夫

陸奥出羽按察使源朝臣俊明宣、奉_レ勅、依_レ請者。帥卿任_レ官符旨、雖_レ被_レ支配_レ矣。其身_レ在_レ京、不_レ赴_レ任御之間。雖_レ有_レ下知之名、敢無_レ

來役之實。自今以後、又以同前_レ敷者。只以_レ申請功課之宰吏、可_レ被_レ令_レ造營_レ也。若然者、便勵_レ成風之力、定畢_レ不_レ日之功_レ者歟。抑塔廟燒亡

之刻、其中佛菩薩像皆所_レ奉_レ取出_レ也。件尊像等併所_レ奉_レ宿置_レ蓋金堂内_レ也。然則三時之行法、三昧之所作、於_レ金堂所_レ勤行_レ也。而問

康和之比、大風之刻、金堂又顛倒、尊像多損。因_レ茲行法之法侶、皆失_レ其所。有限御願、殆及_レ闕忘。雨朝雪夜、張蓋致_レ其勤。香花燈明、夙

暮難_レ備。非_レ番寺家之凌遲、多亦宰府之澆薄也。若此時不_レ與_レ施者、亦期_レ何時。天長地久之御祈、何事如_レ之。鎮護國家之謀、何善過_レ斯。

望請 府裁、速被言上公家。遷任重任之中、有申請諸国司者。即被下裁許之宣旨、欲遂塔婆之造營。仍注事狀、以解、

元永二年三月廿七日

權都那從儀師淨与在判

都維那從儀師(兼參)

權寺主大法師

寺主威儀師

權上座大法師

(94)

ここに示されている如く、大宰帥の遷任は大江匡房以後大宰帥に任ぜられても任に赴かず、大貳たるものも京に居りながら執務するという状況で、府民の事情にうとく、大宰管内の安樂寺や宮崎宮、大山寺、香雉宮の神人の押妨絶えないという状況であった。その原因はさきに述べた如くである。そして「其故者去々年 春任大宰帥、于今不赴任、(中略)凡下人之訴、不可及仗議事等也。為帥大貳之人乍在京最初条事許、所申請也。其後早着任所、行府務也。其身乍居京、暗執行府務。至民憂者、申行陣定之条、非賢者之所為。」とゆう状況であったため「大宰府言上、神民蜂起、群盜相乱、凡管内放火殺害者、不可勝計……是帥匡房卿三ヶ年不下向問、府内相乱或或放火、殺害、如⁽⁹⁶⁾此濫惡不可勝計。」大宰府の九国支配の律令体制は崩壊の手前であるという状況であった。そして保延六年(一一四〇)の大宰府長官と管内諸社神人、国司また府官との対立は、ますます激化混迷をつづけ、府内の權威は大監紀朝臣、惟宗朝臣、監代大中臣、宗形朝臣等の大監職に政治の實権が移っていった。ためにより以上權帥、大貳は在地に下向せず遷任化が決定的となつていった。そして「天永二年辛卯、大宰帥中納言大江匡房卒、蓋中頃以来、帥人不在府、大貳以下居府管鎮西、至後世大貳亦不在府、少貳為府主、帥、大貳在朝司其職云々、亦於筑前置留守所、官吏到之、後武家号宰府曰守護所矣。」⁽⁹⁷⁾この状況は觀世音寺に於ては府大寺であった關係上、その影響を受けないわけにはいかなかった。

ことに康和四年(一一〇二)の大風による伽藍の被害は、四年後の嘉承元年(一一〇六)五月廿五日に、管内諸国の神社、仏寺、權門勢家に平均して觀世音寺五重塔及び十二間僧房の再建の官符を大宰府に朝廷より下されることを命ぜられても、管内諸国国司の交替はげしく、宰官また遷任化して「可令管内諸国造立之由、雖被下知、是依西府之大廈、諸国未致其勤。」⁽⁹⁸⁾その目的を果すことができなくなったのである。

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

觀世音寺の支配についても、「近代為講師別当之者、偏貪庄園地利、不營寺家之土木、或運上京都、偏充私用、或給從類之眷顧、無堂舎之修造、如_レ此之間、寺塔門廊悉以頽壞、佛聖燈油殆及闕怠⁽⁹⁹⁾」と、觀世音寺自体も講師兼別当が寺塔修理に尽す覚悟が見られない状況であった。もちろん修理の条件としては「諸堂之破損、抑少破之時者、寺家加修補、及大破之時者、公家御勤也⁽¹⁰⁰⁾」といつても、大宰府自体が觀世音寺修理への管内統制の力を失い、寺院そのものの自活性も弱い現状では、このような大風の被害より立あがることは不可能であった。

三、觀世音寺への石清水別当の進出について

平安初期より中期にかけての觀世音寺別当の動向は、この寺の別当次第が明らかでないので、その性格を正しく知ることができないが、別当の任限は六年⁽¹⁰¹⁾であったが、ここに觀世音寺の復興をめぐる新たな動きが見られるのである。それは嘉承元年（一一〇六）十月に僧暹宴という人物が別当に任ぜられている。

この暹宴なる人物は、中右記に、

裏書云 件暹宴者、是鎮西觀世音寺別當也。依_レ修_レ理彼寺之功、今日叙_レ法橋_一也。世稱_レ腰引禪師、以_レ交易物_一爲_レ其業。仍富重_レ千金重。外國之者、昇_レ綱位_一如何、有_レ其故_一歟。(已上裏書)⁽¹⁰²⁾

と見えて、宋貿易やその他の交易によって巨万の富を貯えた人物であった。このようなことからして、彼はこの寺の修理をはかろうと考えるのであるが、この文書のなかに去る康和四年（一一〇二）の大風で倒壊したときの別当は石清水別当の頼清と見えている。この頼清というのは石清水検校元命の女を母として生まれ、石清水八幡宮護国寺別当となつて康和三年正月に六十三歳で没している人物である。この頼清は觀世音寺別当のみならず、大山寺別当も兼ねており、没すると共にその子光清に別当職をゆづっている。すなわち「爰_レ雖有_レ別當法印非常_一、依_レ院宣、故法印弟子石清水修理別當光清拜_レ任當寺長吏_一己了⁽¹⁰³⁾」と見えている。

この光清はそのほか弥勒寺検校、弥勒寺喜多院々主、同宝塔院々主、極楽寺別当等を兼ねていたが、その光清より暹宴は觀世音寺別当職を受けた。その理由としては嘉承元年（一一〇六）十月八日に暹宴が独力を以て顛倒した觀世音寺の金堂、廻廊、中門の修理を府に申請し、再建の

工事に着手した。そして彼の計画では、大門一字、戒壇一字、四面築垣、仏像二軀、力士二体、でこの新造のほか金堂の二層、諸仏尊像等は用材を調達したままになっているので、これを整えて修理完成したいということであった。暹宴は天仁二年(一一〇九)には講師兼別当に任せられ、その弟子良宴を講師としていた。この暹宴による修理の内容は天仁三年(一一一〇)の戒壇院の修理と、廻廊、四面築垣の再建のみであった。⁽¹⁰⁴⁾

しかしこの寺の修理は暹宴に於ても全体から考えて一時的なものにすぎず、保安元年(一一二〇)六月に寛助の決断により観世音寺はついに東大寺の末寺と化した。

^{七十五} 僧正寛助 保安二年。任三大僧正
東寺長者。兼法務。

元永元年。四月廿八日。符。^{六十二。}眞言宗仁和寺。左中弁師。賢息。二品親王并經範法務資。同六月十四日。始行ニ寺務。補ニ庄園司。(中略)保安元年月日。観世音寺被_レ付_ニ

本寺。近年八幡別當頼清光清等相次補任。雖_レ似_レ隨_ニ本寺。已有_レ名無_レ實。僧正枉申_ニ請仙院。偏付_ニ寺家。向後美談也。⁽¹⁰⁵⁾

このことについてはさらに稿を改める。そして東大寺が末寺化したのも二十四年を経た康治二年(一一四三)に再びこの寺が炎上して、金堂、西南廻廊が焼失した。そのうち久安四年(一一四八)の調査による観世音寺の堂塔の現状は

講堂一字五間四面(不留雨露)

五重塔 一基 (焼失無実)

金堂 一字 焼失

東西廻廊 西南焼失

中門 顛倒

二王堂 大破

戒壇院 五間 壁、扉大破

門 大破 沙弥戒料 廊三間 顛倒無実

四面築垣 西南大破

筑前國観世音寺の構造とその性格について

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

鐘堂 三間 朽損

経蔵 三間 朽損

温屋 五間 朽損

食堂 六間四面 天井皆無実

東西、南大門并大垣 破損

東大門破損、西大門顛倒、南大門

大鳥居橋朽損

日吉社 上宮殿、下宮御殿 朽損⁽¹⁰⁶⁾

という状況で、このような破損を修復できなかったことも、この寺が東大寺の末寺となっていた要因であったともいえる。

つぎに觀世音寺別当に石清水別当が補任されたことについて考えてみたい。この寺に關係するのは頼清と光清であるが、頼清はその姉が鳥羽天皇の皇后宮の女房であったことや、その背景をもつその子の光清が、堀河・鳥羽・崇徳の三朝に仕えて三十五年間も石清水の社務を統轄し、そのために光清は石清水の強力な指導者となった。またその娘を鳥羽院に入れて、道惠法親王(寺)覚快法親王(山)を生み、外戚の關係をたもち、天台勢力にも近づいて、主として園城寺方に近かった。

そして光清はかねてより石清水勢力の西国への浸透をはかりたく考え、東大寺で受戒を受けた機をとらえて康和二年(一一〇〇)にその推挙を得て康和四年以後の觀世音寺登壇戒師に任ぜられると共に同寺の別当にも合せて補任されることになったのである。

申_下東大寺申_ニ大宰符觀世音寺登壇戒師_一舉狀_{井本寺}解狀

東大寺戒壇院律宗三職大法師等誠惶誠恐謹言

請_レ被_レ特任_ニ先例_一、補_レ任_ニ齋(同イ)圓大法師代觀世音寺登壇戒師_上狀、

學進傳燈大法師位光清_年 〇〇〇〇

右、大法師等、謹檢_ニ案内_一、雖_レ須_レ齋圓任_ニ夏藤次第_一、下_ニ向彼寺_一、勤_レ仕御願_上。而道路遼遠、山海險阻年老病重、不堪_レ行步。因_レ茲簡_レ定堪_レ爲_ニ其



筑前國観世音寺の構造とその性格について

器_二大法師光清_一、彼寺戒師所_二舉達_一也、望請、本寺早奏_二聞公家_一、被_レ賜_二官符_一。仍勒_二事狀_一、以解、

康和二年九月十七日

教授 傳燈大法師位圓秀

羯磨 傳燈大法師位宗快

和上 傳燈大法師位請圓

東大寺解 申請 天恩事

請_レ被_レ殊蒙_二天恩_一、任_二前例_一、賜_二官符_一太宰府、補_二任末_一寺觀世音寺、明後年以後登壇戒師代、狀、

副進律宗三職_二舉狀一通_一、

右謹檢_二案内_一、本願聖主、建_二立戒壇院_一之後、諸國度者沙彌、於_二此院_一、登壇受戒、實紹_二如來之遺跡_一、這傳_二佛法之戒光_一。爰東西堺遠、參謁有_レ煩。因_レ茲東者於_二下毛野藥師寺_一、而令_二登壇_一、西者於_二太宰府觀世音寺_一、而令_二得度_一。此等兩寺皆依_二本寺本師夏謁次第_一、且補_二任戒師_一、且寺務執行、而齋園雖_レ當_二巡行_一、依_レ病學_レ代、而件大法師光清者、融_二五篇七聚之軌則_一、尤爲_二登壇戒師_一、又足_二寺家別當_一。望請天恩被_レ賜_二官符於太宰府_一、補_二任彼寺別當_一、將_レ令_二勤_一仕御願、仍勒_二事狀_一、以解、

康和二年九月十九日

權都維那師嚴俊 都維那

師兼辛 寺主大法師朝秀

上座威儀師大法師慶珠

別當所律師法橋永觀⁽¹⁰⁷⁾

そしてこの康和二年(一一〇〇)にすでに、東大寺は觀世音寺に対して「末寺」と称していることが、この文書でも明らかである。そして東大寺での戒壇院威師は本寺本師の夏藤次第によって觀世音寺戒壇の戒師に任命される例で、それでもって、東大寺は觀世音寺の支配を本寺として面目を保っていたであろうと考えられるが、実質的にはその支配は弱体化していったと見られるのである。戒和上、齋圓が石清水宮の光清を推した理由は彼の弟子であったことによるのであろうが、その具体的な理由は見つかっていない。

つぎに石清水別当の性格とその教学的傾向について触れてみたい。まづ寛仁年間から治安、万寿と十三年間石清水八幡護国寺の別当にあった元命が、宇佐宮弥勒寺内に喜多院を建立してより、宇佐と石清水の勢力が逆転することになり、元命はさらに宇佐宮の神宮寺である弥勒寺の勢力を掌握するために末寺末社莊園を統轄する惣檢校職に就いた。その背景には藤原道長の援助もあった。そして最澄との縁によってきづかれた宮崎塔院をも撰して、元命は石清水八幡宮護国寺別当が弥勒寺講師を六年毎に兼任し、その条件として元命は「元命謹檢案内一拜一任當職之後、勤仕三所大菩薩成等正覺并鎮護國家之祈願、計其年勞及五十年也。而元命年齡已傾、且暮難期。抑以三所帶職一讓一與弟子一古今之例也。」と喜多院を通じて弥勒寺の経済的基盤を掌握することに成功したのである。このことは光清も同様であったが、この弥勒寺講師職の譲与について権別当圓賢が庶子の寬賢にゆづろうとしたとき光清はこれに反論して、圓賢は菅原氏を称している上に、安樂寺別当の安杲の祖風を継いでいることから光清は、圓賢が自分の庶子の寬賢に弥勒寺講師を附することにきびしく反対し、告文をささげて応神天皇陵に祈っている。

維保安四年、歲次癸卯四月廿六日己酉、吉日良辰仁、掛毛畏岐、當陵御坐留、八幡大菩薩乃、宇豆乃廣前、石清水別當法印和尚位光清、恐美恐美毛申給久、夫大菩薩、撥亂於異城之昔者、陳王業天、海内咸寧志、施化於本朝之今者、一神威シ天、天下皆仰久、因茲天、清和天皇御宇乃時岐、行教和尚一勸請尔依天、朝廷乎奉護一、男山尔垂跡禮給倍里、所以一專一和尚之門徒天、令一補一執務之官一。仍彌勒寺講師元命者、當宮乃所司尔補シ天、後知爲入和尚之門跡一尔、迺改一俗姓一、始稱一紀氏一須、隨一法家一之日者、雖一不一尋一俗姓一毛、任一神官一之時者、依一被一賞一氏人一奈里、何況彌勒寺者、八幡權現之御願、百王鎮護之仁祠奈里、尤以一氏人一、被一補一其職、然則元命蒙一長任官符一、天後者、則尋一氏人一、被一任一講師一留、而故權別當法眼圓賢、雖一爲一石清水別當清圓之養子一毛、未一改一俗姓一須、擬繼一安樂寺別當安杲之祖風一志天、猶稱一菅家一須、雖一然一依一無涯之神德一里、浴一不次之朝恩一、補一任一講師一シ天、執行寺務乃間、堂舍乃破壞不可勝計須、恒例乃佛事宛如一斷絶一之、是違例之基爲、希奇之事奈里登存須留處尔、件圓賢存生之時、受一病一之後以一所一帶講師職一乃、讓一與一庶子寬賢一之由

云々、尋^三件寛賢^二者者、去年出家志天未^レ累^三夏臘^一須、齡^(比)を未^レ足志學須、身仁不帶^三神官^一須、被^レ補^三講師^一尔、不堪^三器量^一須、爰光清既爲^三和尙之門徒^一、亦爲^三元命之曾孫^一止志天、身尔官位を窮免、齡比不惑^レ尔餘禮利、本末二官を兼行^シ天、佛事神事を執務^セ牟事、適遇^三斯時^一天、尤當^三其仁^一禮利、是以天元命戒信清圓之先例^尔因准^シ天、可^レ被兼^三任件講師職^一由、所^レ申^三請天裁^一也、(中略)垂跡乃慈悲遠施^シ天本末二宮乃執務遠兼行須留事遠、令遂免給倍、^(四)

ここであきらかに石清水と宇佐は本末二宮と立場を逆にしていることが明らかである。このような石清水小別当の立場は、のちの宗清の告文にも見えるように「宇佐宮、石清水、香椎、宮崎、廟號雖^レ異毛、根本是一^三奈利^一、^(三)とか「就中園城寺者、祖師立身之地、弟子低頭之砌奈利」と見えているが、これは別当職の最初の石清水を開いた行教が大安寺行表の弟子で、その一族に真言宗の重鎮の益信がいたため、第一代別当の安宗は極楽寺を創建したが、彼の師主は東大寺直観阿闍梨で、真済の弟子でもあった。このつながりは安宗の弟子の延晟も同様で、大安寺延瓊の弟子で、次の定胤は安宗と共に東大寺直観の弟子となって南都に近づいていた。しかるに光誉が別当となってより、彼が天台主義海僧都の弟子であったことから石清水に天台の学風が流がれ、元命の娘の生んだ頼清は横川の頼源大僧都に師事し、十四年間の別当在任中にもとの四王院の跡の大山寺や観世音寺別当をも掌握し、いま光清もまた天台座主仁覚に師事し、弥勒寺の喜多院、宝塔院、宮崎宮等を支配して天台宗への関心を高めていた。また頼清の譲りを受け観世音寺を支配するとともに、東大寺との関係をも保って戒壇の再興をはかろうとしたのであった。^(四)

また一方では石清水別当と東大寺との関係は、康治二年(一一四三)十一月三十日、検校光清の三子の勝清を父として、三井寺長吏実慶僧正の姉を母として生まれた慶清は受戒を東大寺戒壇院で興福寺老賢大徳、東大寺浄能律師、元興寺仁増律師、大安寺永誉大徳、招提寺頼増律師等七大寺の大徳を戒師として東大寺で沙弥戒を受けた戒牒が残っているが、^(五)また光清の場合も同様であったと考えられるのであって、光清が観世音寺で東大寺の承諾のもとで授戒を実施しようとしたのも、南都授戒方式にもとづくものであったと見ることができるのである。

ここで考えられることは石清水別当の観世音寺別当の兼任の実態は、園城寺を中心とする天台教学の影響を受けつつ、観世音寺本来の関係である東大寺との関係をも保って行きたいとする考えにもとづく光清等の立場が明らかとなるのである。しかしそれはいうまでもなく観世音寺の本来の立場ではなかった。

観世音寺がこの時期に天台宗に近づいたことについては、さき的大山寺、智山、安楽寺が悉く天台宗に近い関係にあって、安楽寺別当の場合

筑前國観世音寺の構造とその性格について

筑前國観世音寺の構造とその性格について

でも菅原氏出身の増守(寺)、安圓(寺)、基圓(寺)、定快(山)、全珍(寺)などすべて天台系別当が存在し、ことに基圓等は安樂寺に食堂・温室・一切経蔵を建てるなど活発な動きを示している。⁽¹⁵⁾ことに光清が叡山と対立したのは、

件事元者、慶朝法印爲天台座主之時、依院宣、以八幡別當法橋光清補鎮西之大山別當了。大山者是天台之末寺也。然間慶朝座主與本山大衆違

背、被拂山上之日、惡僧首法藥禪師執行山上政之時、推而成彼大山別當、下遣延曆寺下部并日吉社宮主法師原於鎮西、猥以執行、爰件法藥禪師濫行彌長、被追捕之剋。又法橋光清申下宣旨、相具檢非違使廳下部、令捕法藥禪師之從類、帥卿隨宣旨、相具兵士、欲擗惡僧等、互合戰之間、竈戸宮者在三山之内云々。⁽¹⁶⁾

ここでは大山寺がもとと延暦寺の末寺であったものを鎮守竈戸八幡宮が宇佐宮の別宮であったことを理由にして石清水の支配にうつそうとしたことによるのであるが、これは光清が園城寺系の人物であったことも、延暦寺をして追却せんとした理由であるとも考えられる。

そして光清は頼清以来の大山寺の関係を重視し、彼が大山寺別当を兼ねたのも彼が天台宗に近かったからでもあった。

このように光清はほとんど全国八幡宮の長たるの観あり、兼帯したところは竈山との関係は久しからずして断絶したけれども、弥勒寺、同寺喜多院、大隅正八幡宮の三職は確保され、宮崎八幡宮も光清の孫の慶清のときに別当に補せられて石清水は八幡の中心として、特に西国に優勢をほこったのである。⁽¹⁷⁾

このような状態において展開する観世音寺も天台の影響を受けないわけにはいかなかった。それは、光清のあとその影響をうけて別当になった暹宴が「観世音寺談義」と称して、天仁三年(一一一〇)六月より「定三七口之結衆、始三百箇日之談義、先於三鉢之佛前、祈聖朝寶祚、次談二乗之奥義、仰外朝安穩、午上即披摩訶止觀論、談定惠之法門、午後又讀往生要集、結淨土之良緣」⁽¹⁸⁾このように三十七人の僧侶を集めて摩訶止觀や、往生要集を談義し、暹宴は「以有智山安樂寺例、(中略)久傳天台之教法、企勸学之計」⁽¹⁹⁾とて百ヶ日六十巻の法華經の談義勸行を計画し、大宰府よりその供料として三十一石の配分を受け、談義衆十三口、勸進僧三口、講代一口、学頭一口、伝授二口、所司(三綱)六口、檢校一口、読師一口、講師兼別当(暹宴自身)の署判を集めて太政官の許可を求めている。⁽²⁰⁾

このような談義衆には別当暹宴のほか、その一門が加わっているが、この動向は東大寺が観世音寺をその支配下に置こうとするとき、必ずしも好ましい状況を示すものではなかった。元永元年(一一一八)東大寺別当に任ぜられた寛助が二年後に観世音寺を吸収するにあたって、石清

水別当頼清・光清、およびさきの暹宴のあり方について「雖似隨本寺、已有名無実^(四)」という観世音寺のあり方を追求して、天台宗に流れんとするこの寺を東大寺へ吸収することこそ本来の面目を新たにすると共に、戒壇の性格からしても天平以来に復帰すると同時に暹宴等の観世音寺の私有化から防ぐと同時に、その残存所有している四封四庄を確保することに於いて、平安末期より経済的危機にあえいでいる東大寺の財政を建て直す必要から観世音寺の末寺化が、にわかには台頭し具体化されたものと考えることができるのである。

以上のことから考えて、観世音寺の存在はその構造上、別当より本来は講師、読師が中心となつてこの寺院を支配してきたことは、やはり戒壇を中心に運営されるべきであるという原則をふまえていたからであるが、それが度々の災害を受け伽藍の維持が苦しくなり、平安中期には東大寺との関係も充分に受戒を通して連ならず、さらに寺領の動揺と、安楽寺や石清水、宇佐弥勒寺等の天台系寺院の優勢の前にはどうすることも出来なかつたと考えられる。そして逆縁ながらも光清による受戒の復興や暹宴の努力による戒壇院の再興は、天台的要素を持ちながらも、本来の南都への復帰を求める声も興つて来たのではないだろうか。

もちろん東大寺よりの呼びかけもあつたであろうが、在地に於ける受け容れも考えなければならぬし、東大寺側にもこの寺院を復帰吸収するための必要性を検討しなければならぬが、そのことについては稿をゆづる。

いまここでは観世音寺側のあり方を知ると共にこの寺院の構造を中心として述べたまでである。

註

- (1) 竹内理三「筑前国観世音寺史」南都仏教 第二号
- (2) 高倉洋彰「筑前国観世音寺史考」大宰府古文化論叢下、吉川弘文館
- (3) 錦織亮介「観世音寺と不空罽索観音像」仏教芸術 一〇八号
- (4) 高倉洋彰「筑紫観世音寺の調査とその成果」—伽藍配置に関する新たな知見を中心に—仏教芸術 一三六号
- (5) (1) に全じ
- (6) (4) に全じ
- (7) 日本書紀 廿六、齊明天皇七年正月六日条
- (8) 続日本紀四、和銅二年二月一日条

筑前国観世音寺の構造とその性格について

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

- (9) 新抄格勅符抄、(+)寺封郡、筑前國觀世音寺資財帳
- (10) 統日本紀 卷二、大宝元年八月四日条
- (11) 日本書紀 卷廿七、天智天皇六年十一月一日条
- (12) 同 卷廿八、天武天皇六年六月条
- (13) 同 卷廿七、天智天皇七年七月条
- (14) 令集解 職員令
- (15) 文徳実録、仁寿二年二月八日条
- (16) (8) に全じ
- (17) 筑前國觀世音寺資財帳(延喜五年) 芸大所蔵〔平安遺文(一)の一九四号〕
- (18) 統日本紀 卷八、養老三年三月四日条
- (19) 同 右 養老五年五月六日、十二日条
- (20) 万葉集 卷第五 雑歌 七九三号
- (21) 同 右 七九四号
- (22) 同 右 卷三、三三六号、三五一号、三九一号
- (23) 大日本古文書、東大寺文書五、一〇九の九 天平三年三月卅日条〔觀世音寺文書(内閣文庫蔵)〕大宰府牒案
- (24) 統日本紀 卷十三、天平十年三月廿八日条
- (25) 同 右 卷十六、天平十七年十二月二日条
- (26) 扶桑略記抄 卷二、天平十八年六月条
- (27) 平岡定海『日本寺院史の研究』四三三頁
- (28) (2) に全じ
- (29) 福山敏男「觀世音寺研究」(「建築学研究」三〇八)
- (30) 大日本古文書(東大寺文書五) 觀世音寺古文書(内閣文庫蔵) 一一二号 觀世音寺燈油料・恒例佛事料等相折勘文
- (31) 統日本紀 卷十三 天平十二年九月十五日条
- (32) (22) に全じ
- (33) 統日本紀 卷十三、天平十年三月廿八日条
- (34) 同 右 卷十七、天平勝宝三年七月十三日条
- (35) 大日本古文書 二四、(補遺一) 六〇三頁 大宰府牒案 天平勝宝元年九月廿九日

- (36) 続日本紀 卷二、大宝二年二月二十日条
- (37) 同 卷七、靈龜二年五月十四日条
- (38) 令義解 職員令
- (39) 続日本紀 卷十七 天平十九年十一月七日条
- (40) 類聚三代格 卷三 太政官符 天平勝宝四年閏三月八日
- (41) 続日本紀 卷十二 天平七年七月十二日条
- (42) 寧楽遺文上 駿河国正税帳
- (43) 類聚三代格 卷三、太政官符 嘉祥元年十一月三日
- (44) 帝王編年記 卷十一 淳仁天皇条
- (45) 東大寺要録 第四 諸院章四、戒壇院
- (46) 延喜式 第二十六 主税上
- (47) 類聚三代格 卷三、太政官符 神護景雲元年十一月十二日
- (48) 同 右 同卷三、太政官符 延暦二十四年十二月廿五日
- (49) 同 右 同卷三 太政官符 承和二年十月十五日
- (50) 同 右 同卷三 太政官符 弘仁三年三月廿日
- (51) 同 右 同卷三 太政官符 延喜三年六月二十日
- (52) 同 右 同卷三 太政官符 仁和二年六月廿二日
- (53) 天台法華宗年分学生式(日本思想大系本) 一九五頁
- (54) 景山春樹『比叡山寺』三二頁
- (55) (48)に同じ
- (55) 類聚三代格 卷三、太政官符 承和四年八月五日
- (56) 安祥寺伽藍縁起資財帳(平安遺文一の一六四号)
- (57) 類聚三代格 卷二、太政官符 天長七年七月十一日
- (58) 同 右 卷三 太政官符 天長五年二月廿八日
- (59) 同 右 同卷三 太政官符 承和二年八月十五日
- (60) 同 右 同卷三 太政官符 承和十一年四月十日
- (61) 政事要略 卷五十五 交替雑事条

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

- (62) 延喜式 卷二十一、玄蕃寮
- (63) 政事要略 卷五十六 交替雜事 太政官符 延長五年十月廿二日
- (64) (62) に同じ
- (65) (29) に同じ
- (66) 觀世音寺封勅文(平安遺文(五)の二一四〇号)
- (67) 類聚三代格 卷二 太政官符 貞觀十六年閏四月廿五日
- (68) 東大寺文書(百卷本四三三号) 大宰府牒案 永延二年十月廿五日
- (69) 同 右 觀世音寺金堂長講僧等解案 正曆二年四月十三日
- (70) 大日本古文書(東大寺文書 五、一〇九の五)(内閣文庫蔵) 大宰府政所下文案 長保五年七月十三日
- (71) 赤星文書大宰府牒(平安遺文二の四三五号)
- (72) 類聚三代格 卷二 太政官符 貞觀十三年九月八日
- (73) 觀世音寺奴婢帳、天平宝字二年十二月廿二日(蜂須賀家文書)
- (74) (58) に全じ
- (75) (76) (57) に全じ
- (77) 大宰府牒案(平安遺文補遺ノ二) 四四六六号
- (78) 觀世音寺牒案 東大寺文書、百卷本四十五号)
- (79) 大日本古文書(東大寺文書 五 一〇九号) 吳楽田公驗案 永長二年七月十六日
- (80) 大日本古文書(東大寺文書別集) 觀世音寺談義縁起案 天永元年八月
- (81) (26) に全じ 三五二頁
- (82) 高倉洋彰「延喜五年觀世音寺資財帳」小考、一「觀世音寺蔵写本に表われた資財帳原本の脱文とその補足」(鏡山猛先生古稀記念「古文化論攷」)
- (83) 本朝世紀第廿七、康治二年七月十九日条
- (84) 大日本古文書(東大寺文書別集 一の二三号) 造觀世音寺行事所請文 治曆二年五月二十一日
- (85) 觀世音寺文書(太宰府天満宮史料 五の二〇三頁)
- (86) 扶桑略記 卷廿九、治曆二年十一月廿八日条
- (87) 東大寺文書、百卷本 第廿四卷、筑前国嘉麻郡司解案 延久六年八月二十九日
- (88) 大日本古文書(東大寺文書(東南院文書) 八五七の二) 觀世音寺三綱等解案 寛治三年八月十七日
- (89) 觀世音寺古文書(内閣文庫蔵) 嘉保年宝蔵実録日記

- (90) 大日本古文書(東大寺文書 五ノ二三号)(觀世音寺古文書) 大宰府庁定文案 承德三年九月廿二日
- (91) 觀世音寺古文書(京都大学所藏) 大宰府政所牒 文治二年八月十五日
- (92) 公卿補任(大系本) 天永二年七月二十九日条
- (93) 大日本古文書(東大寺文書 五ノ一一五号)(内閣文庫所藏) 觀世音寺三綱等解案 元永二年三月廿七日
- (94) (93)に同じ
- (95) (96) 中右記 天仁元年二月九日条
- (97) 歷代鎮西要略二 福岡県史 三七九頁
- (98) 大日本古文書(東大寺文書 別集、一の一七の五) 觀世音寺牒案 天仁二年六月十日
- (99) (91)に同じ
- (100) 大日本古文書(東大寺文書 別集 一の一七の二) 太政官符案 嘉承三年六月廿一日
- (101) 東大寺文書 百卷本、官宣旨案 久安三年五月十六日
- (102) 中右記 天永二年五月五日条
- (103) 大宰府政所下文(馬越恭平氏旧藏文書)(大宰府、大宰府天満宮史料 六ノ一二九頁)
- (104) 大日本古文書(東大寺文書 別集一の一五の三) 觀世音寺所司大衆等解案 天仁二年四月日
- (105) 東大寺別当次第 東大寺本
- (106) 東大寺文書 4の32 觀世音寺堂舎損色勘文 久安四年壬六月十六日
- (107) 朝野群載 十六(大系本)
- (108) 大日本古文書(石清水文書 二) 治安四年四月十五日 太政官符
- (109) 同 右 永承二年三月九日 太政官符
- (110) 大日本古文書(石清水文書 一の三二) 保安四年四月二十六日 別当法印光清告文
- (111) 同 右 (一の三三) 權別当法印宗清告文
- (112) (111)に同じ
- (113) 石清水祠官系図(統群従本 二三〇頁)
- (114) 大日本古文書(石清水文書 二の六一五) 沙弥慶清戒牒

沙彌「慶清」^(白署) 稽首和南大德主等、

竊以、三學殊途、必會_ニ通於涉盡_一、五乘廣運、資_ニ戒足_一以爲_レ先。是知、表無表戒務兼行_(之)津梁。願_ニ無_レ願心_一、祈七支之勝_(因カ)。但「慶清」^(白署)宿因多幸、得_レ

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

筑前國觀世音寺の構造とその性格について

選_二法門_一、未_レ登_二清祭_一、夙夜剋悚。令契康治二年十一月卅日、於東大寺戒壇院、受_二具足戒_一。伏願大德慈悲、戡濟_二少識_一、謹和南疏。

康治二年十一月卅日

沙彌_(自署)「慶清」

和上

傳燈大法師位「晝賢」
(自署以下
同之)

(115) 太宰府天満宮文書、天満宮草創日記

(116) 中右記 長治二年十月三十日条

(117) 宮地直一『八幡宮の研究』―別当光清を中心とする石清水の勢力―一七七頁参照

(118) 大日本古文書(東大寺文書 別集 一の一五の三、四) 觀世音寺談義縁起案 天永元年八月日

(119) 同 右 (一の一五の二) 大宰府牒案 天永六年九月

(120) (80) に全じ

(121) (105) に全じ